


都立高校における発達障害教育の手引き
～誰一人取り残さない学校づくり～

令和6年2月（第一版）

教育庁都立学校教育部特別支援教育課
発達障害教育推進担当



はじめに

平成28年12月の学校教育法施行規則の改正により、高等学校における通級による指導が制度化され、平成30年度から施行されました。

こうした状況を受け、東京都教育委員会は平成30年度から3年間、都立高等学校1校をパイロット校に指定し、通級による指導の実践と検証を行ってきました。これらの実践と検証結果を踏まえ、令和3年度から、都独自の仕組みである、外部人材を活用した都立高等学校・都立中等教育学校後期課程における通級による指導を開始しています。

さらに、各都立高等学校・都立中等教育学校が、生徒の学習上又は生活上の困難さを見極める際や、生徒の障害の特性に応じた指導を行う際に、多くの指導経験などを有する都立特別支援学校が、都立高等学校・都立中等教育学校を地区ごとに支援する「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」を整備し、令和4年度から運用しています。

こうした取組の中、令和6年1月1日現在で約160人の生徒が通級による指導を受けています。令和3年度に東京都教育委員会が都立高等学校・都立中等教育学校を対象に実施した調査では、全日制課程及び定時制課程の学校に在籍する発達障害の可能性のある生徒は4,400人、在籍率で換算すると3.4%という回答結果が得られました。どの学校、どの学年、どの学級にも特別な支援を必要とする生徒が在籍するという認識に立ち、各校が生徒一人一人に応じた発達障害教育の推進を図っていく必要があります。

この度、発達障害のある生徒を支援するための校内体制作りや通級による指導の開始に向けた手順等を手引きとしてまとめました。各校での、誰一人取り残さない学校づくりの推進にお役立ていただきますようお願いいたします。

令和6年2月

東京都教育委員会

目次

第1 発達障害教育の概要

1 発達障害教育の推進と「通級による指導」導入の経緯	3
2 都立高校における発達障害教育	4
3 都立高校での支援の必要性	5
4 発達障害の特性等の概要	5
5 全ての教職員の理解促進と指導力の向上を目指して	8

第2 校内での役割と様々な連携

1 校内での役割分担	10
2 学校外との様々な連携	19

第3 「合理的配慮」と「ユニバーサルデザイン」

1 学校における「合理的配慮」の考え方	24
2 学校における「ユニバーサルデザイン」の考え方	25

第4 都立高校における通級による指導

1 通級による指導と対象生徒	29
2 通級による指導の開始に向けた準備	29
3 通級による指導に必要となる教育課程編成から単位認定まで	32
4 通級による指導の開始に向けた手続の流れ	43

第5 通級による指導の実際

1 通級による指導	44
2 連携事業者の支援員を活用した通級による指導	45

第6 学校外で行う講座

1 コミュニケーションアシスト講座	72
-----------------------------------	----

第1 発達障害教育の概要

1 発達障害教育の推進と「通級による指導」導入の経緯

通常の学級での学習におおむね参加しながら、障害の状態等に応じて行う「通級による指導」と同じような指導の形態は、言語障害のある児童・生徒等に対して以前から行われてきました。

こうした指導実践を踏まえ、平成5年に学校教育法施行規則の一部改正等により、小・中学校において「通級による指導」という教育の形態が制度化されました。

また、平成18年には、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)のある児童・生徒を通級による指導の対象とする制度の見直し等が行われるとともに、同年6月には、幼児・児童・生徒の障害の重度・重複化への対応や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携が、これまで以上に求められているという状況を踏まえ、学校教育法等が改正され、「特殊教育(都教育委員会では心身障害教育と呼称)」から「特別支援教育」への転換が図られました。主な改正内容は以下の3点です。

第1に、盲・ろう・養護学校が障害種別を超えた特別支援学校に一本化されました。これにより、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携等を一層推進しやすくなりました。

第2に、特別支援学校の役割として、幼・小・中・高等学校等の要請に応じ、各校に在籍する障害のある幼児・児童・生徒の教育について、助言・援助に努めることが付加されました。

第3に、幼・小・中・高等学校等において、LD、ADHD等を含む障害のある幼児・児童・生徒に対して適切な教育を行うことが明確にされました。

一方で、高等学校や中等教育学校後期課程では、障害のある生徒に対する指導や支援は、通常の授業の範囲内での配慮や学校設定教科・科目等により実施されてきており、特別の教育課程を編成しての通級による指導は、この改正では実施できませんでした。

平成21年8月には、特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議での高等学校ワーキング・グループにより「高等学校における特別支援教育の推進について」が報告され、通級による指導についての制度化を視野に入れた実践を進める必要性等が示されました。その後、平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会により「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」において制度化の必要性が指摘され、平成28年3月には、高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について(報告)」において、高等学校における通級による指導の制度化が提言されました。

こうした状況を踏まえ、平成28年12月に関係法令の改正が行われ、平成30年度から、高等学校において通級による指導が導入できるようになりました。

【参考:特別支援教育の理念】

「特別支援教育の推進について(通知)」より抜粋

(平成19年4月1日付19文科初第125号通知)

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2 都立高校における発達障害教育

東京都教育委員会(以下「都教育委員会」という。)は、平成16年11月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童・生徒への教育の充実を図ってきました。

平成26年度、平成27年度に都教育委員会が実施した調査では、都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程(以下「都立高校」という。)で通常の学級に在籍する発達障害と考えられる生徒の在籍率が2.2%であることが分かりました。

また、通級による指導に関する様々な議論や提言、法改正等の流れを受け、発達障害教育の充実に向け、平成28年2月に「東京都発達障害教育推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、平成29年度からは、学校外でソーシャルスキルトレーニング等の特別な指導を教育課程外で行う「コミュニケーション アシスト講座」を開始する等、都立高校の生徒への発達障害教育の充実を図ってきました。

また、平成29年2月には「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」を策定し、平成30年度から都立高校1校をパイロット校として指定し、発達障害のある生徒に対する通級による指導を開始するとともに、実践を通じて検証を行ってきました。

こうした実践と検証を踏まえ、都立高校の教員が専門性を有する外部人材とチーム・ティーチングにより発達障害のある生徒を指導する仕組みを独自に整備し、令和3年度から都立高校において通級による指導を開始しました。

3 都立高校での支援の必要性

都教育委員会が各都立高校に対し実施した調査では、発達障害の可能性のある生徒は、全日制で2,997人、定時制で1,403人との回答を得ました。割合にすると、全日制2.5%、定時制14.4%となります。こうした状況から、都立高校についても、どの学校、どの学年、どの学級にも特別な支援を必要とする生徒が在籍するという認識に立ち、発達障害のある生徒への教育の一層の充実が求められます。

都立高校における発達障害の可能性のある生徒の在籍状況

	生徒数 (a)	発達障害の 可能性のある 生徒の在籍数 (b)	在籍率 (c)=b/a
全日制	119,274人	2,997人	2.5%
定時制	9,761人	1,403人	14.4%
計	129,035人	4,400人	3.4%

(a)は、「令和3年度 公立学校統計調査報告書【学校調査編】」(都教育委員会)による数値
(b)は、令和3年度に都教育委員会が実施した調査結果による数値

4 発達障害(※)の特性等の概要

都教育委員会は、自閉症者、情緒障害者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者について、発達障害教育の対象の生徒として支援しています。上記の調査結果のとおり、都立高校には、発達障害の可能性のある生徒が多く在籍しています。同様に、都立小学校や都立中学校、都立中等教育学校前期課程においても、発達障害の可能性のある児童・生徒が在籍していると想定されますので、必要な支援を行います。

なお、発達障害の特性等の概要は、次のとおりです。

※ 医療分野では、自閉症スペクトラム症、限局性学習障害等、分類、呼称、診断基準、症状の定義等が異なる場合がありますので、その点に留意しながら概要を御確認ください。

(1) 自閉症

ア 概要

① 他者との社会的関係の形成の困難、② 言葉の発達の遅れ、③ 興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害です。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いのですが、小学生年代まで問題が顕在化しないこともあります。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

イ 具体的な状態像の例

(ア) 対人関係

話し相手と視線を合わせない、名前を呼んでも振り向かない、人を意識して行動することや人に働きかけることが不得手である等、人への関わり方や人からの働き掛けに対する反応の乏しさが見られます。

(イ) 言語

抽象概念の形成、因果関係の理解、また、同一の言葉でも文脈や状況によって意味が変化すること等の理解が困難であったり、身振り等の伝達手段の理解と活用が不得手だったりします。

(ウ) 同一性への固執

順番どおりに遂行しないと気が済まなかったり、予定が急に変更になると適切に対応できず著しく動揺したり、特定の事物に興味と関心が集中したりします。

(2) 情緒障害

ア 概要

周囲の環境から受けるストレスによって生じた反応として、状況に合わない心身の状態が持続するとともに、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいいます。

イ 具体的な状態像の例

自分でも何が原因か、何に自分がこだわっているのかを把握できず、外出しない状態が長期化することで、閉じこもるような傾向が強くなったり、適切な対人関係が形成できなくなったりします。また、自傷行為や、他人を攻撃したり、破壊的であったりするような行動も見られます。さらに、多動、常同行動(同じ動きを繰り返す行動)、チック等として現れる場合もあります。

(3) 学習障害

ア 概要

全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示します。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定され、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害等の障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではありません。

イ 具体的な状態像の例

(ア) 読む

主語が明記されていない文章や比喩表現の理解が難しかったり、長い文の構成や、文の前後関係・因果関係を読み取ることが難しかったり、単語をまとまりとして捉えて読むことが難しいために逐次読み(文字を一つ一つ拾って読む。)になったりします。

(イ) 書く

文字の形や大きさを識別することが難しく正確に書けなかったり、「へん」や「つくり」の位置関係を認識できず書き間違えたり、小さいノートのマス目に字を書き込むことができず、書いた字を再読することが難しかったりします。

(ウ) 計算する

数の概念を理解していなかったり、記憶力が弱かったり、空間的な位置関係を把握することが弱かったり、抽象的に考えることが難しかったりします。

(4) 注意欠陥多動性障害

ア 概要

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力の問題、又は衝動性・多動性を特徴とし、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示します。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

イ 具体的な状態像の例

(ア) 不注意

様々なことが気になる等、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりします。一方で、好きなものには過剰に集中してしまいます。

(イ) 多動性

じっとしていることができず、過度に手足を動かしたりする等、落ちついて活動や課題に取り組むことが困難であったりします。

(ウ) 衝動性

相手の話を最後まで聞くことや順番を守ることが困難であったり、不意に場面に相応しくない行動を行ったり、他者の行動を遮ったりしてしまいます。

5 全ての教職員の理解促進と指導力の向上を目指して

(1) 全ての教職員で取り組む発達障害のある生徒への教育

発達障害のある生徒は、どの学校にも、どの学級にも在籍するという認識に立ち、学校全体で取組を進めていくことが必要です。

通級による指導を受ける生徒は、学校生活におけるほとんどの時間を他の生徒とともに通常の学級で学んでいます。また、通級による指導を受けていない発達障害のある生徒は、通常の学級のみで学んでいます。

このように、発達障害のある生徒は、通級による指導を受けているかいないかにかかわらず、多くの授業で発達障害のない生徒とともに様々な教員による授業を受けていることから、全ての教職員が、発達障害の特性や、ユニバーサルデザインの考え方等に関する理解を深め、生徒一人一人の障害の状態に応じて、適切に指導・支援を実施していくことが重要です。

(2) 校内研修による理解や専門性の向上

全ての教職員が発達障害のある生徒への教育に関する理解や専門性を高めるためには、校長による適切なリーダーシップの下で、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築する必要があります。

その上で、教職員は、東京都教職員研修センターが実施する研修を受講する等のほか、校内研修において関連テーマを取り上げ、学校として、より多くの教職員が学ぶ機会を設定することが大切です。

校内研修の企画や実施にあたっては、「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」（以下「都立版エリアネットワーク」という。）の地区拠点校である特別支援学校に相談することができます。

【関連テーマの例】

- ・ 発達障害のある生徒の障害の主な特性や対応例
- ・ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、学校生活支援カード（個別指導計画）（※1）の作成と活用方法
- ・ 通級による指導の実際
- ・ 保護者や関係支援機関との連携
- ・ 合理的配慮やユニバーサルデザインの実践例
- ・ 発達検査の意義や活用方法（※2）

※1 都教育委員会は、個別の教育支援計画を「学校生活支援シート」と呼称し、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」と表記し、個別指導計画を「学校生活支援カード」と呼称し、「学校生活支援カード（個別指導計画）」と表記しています。

※2 通級による指導の申請に当たっては、必ず発達検査（WISC-IVやWAIS-IV等）の結果が必要となりますが、発達検査は、発達障害があるかどうかを判断するための検査ではありません。発達検査は、検査を受けた生徒の得意な部分と苦手な部分分かるほか、その生徒にとって、より

良い支援の手がかりを得ることができることから、通級による指導での指導方針だけでなく、在籍学級での支援方針の検討にも資するものです。

このことから、全ての教職員が、発達検査の概要や必要性、結果の活用方法や受検者（生徒）の負担等について理解することが必要であると言えます。

(3) 講習会への参加等

学校の専門性を高め、取組をより充実させていくためには、他校の実態や指導・支援事例を把握するとともに、他校の教員と意見交換をすることが重要です。そのため、各学校経営支援センター主催の「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」や、指導部主催の「高等学校における発達障害のある生徒の支援に関する講習会」等への積極的な参加が望まれます。

また、そういった機会で得られた知識等については、校内研修等において、他の教職員と共有するような仕組みを整えることも必要です。

(4) その他

発達障害のある生徒への支援や通級による指導に係る専門性を高めるためには、次の資料やホームページ等も参考にすることができます。

- ア 『ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業及び行動支援 事例集』（平成29年3月 東京都教育委員会）
- イ 『自分らしく輝くための教科・科目 マイ・ライフ・デザイン ～自立へのナビゲーション～』（平成29年3月 東京都教育委員会）
- ウ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所【<https://www.nise.go.jp/nc/>】
- エ 初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド
【<https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>】
- オ 『障害に応じた通級による指導の手引』（文部科学省編著）
- カ 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」（幼稚部・小学部・中学部）
- キ 特別支援教室指導事例等検索サイト
【<https://www.tokushi-case.metro.tokyo.lg.jp/>】

第2 校内での役割と様々な連携

1 校内での役割分担

学校での発達障害教育を円滑かつ適切に推進していくためには、それぞれの教職員が、その職に応じた役割を理解し、実践していく必要があります。

以下に、その主な役割等について説明します。

(1) 学校管理職(校長、副校長)の役割

小・中学校までの段階と同様、発達障害のある生徒への支援を組織的に行い、生徒の在学中に障害による困難を改善・克服する指導を実施するとともに、特に都立高校においては卒業後の進路につながる視点がより重要になります(都立小学校や都立中学校、都立中等教育学校前期課程でも、都立高校へのつながりを意識した支援が求められます。)

校長は、全ての学校、学年、学級に発達障害のある生徒が存在しているとの認識に立ち、学校における特別支援教育の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する知識を深めることが重要です。また、校内に設置する校務分掌組織である校内の委員会等の校内支援体制の整備の推進や、教職員と共に組織的に取組を進めるため、校長のリーダーシップを発揮することが必要です。そのため、学校経営方針に発達障害を含む特別支援教育に対する考えや方策を位置付ける等、組織的に取組を進めることが求められます。

副校長は、校長の経営方針を踏まえ、学校が組織として機能するよう校内支援体制の具体的な整備を進める等、実務の責任者として教職員と共に取り組む必要があります。

以下に、学校管理職として取り組むべき主な役割について説明しました。学校管理職として、自ら取組を進めつつ、教職員をけん引しながら指示を出し、様々な取組を組織的に推進する参考にしてください。

主な役割	ポイント
学校管理職としての認識	必ず校内に支援を必要とする生徒が存在しているという認識に立ち、自ら知識を深め、教職員をリードすることが重要です。
組織的な取組の推進	発達障害のある生徒等、困難を抱える生徒をしっかりと支援していくことを学校の方針として位置付け、障害のある生徒への取組を組織として進めていくことが必要です。
特別支援教育コーディネーターの指名と育成	特別支援教育コーディネーターの役割は、校内支援体制づくりの推進、学級担任等への支援、関係機関・関係者との連絡調整、心理士等との連携、保護者の相談対応等です。学級担任や養護教諭等、支援が必要な生徒に直接対応する機会が多いことをもって指名するのではなく、役割を認識して果たす適切な人材を指名することが重要です。また、特別支援教育コーディネーターが、その役割をいかに発揮できるよう指導・育成していくことも重要です。
きめ細かい実態把握と校内での情報共有	支援を必要とする生徒が、どの学年、どの学級にどの程度存在し、どのような困難を抱えているかを年度当初に把握し、早い段階で支援が必要な生徒と教員とが信頼を築けるようにすることが重要です。また、そうした状況を把握したら、校内の委員会等やケース会議等を開催し、職員会議等で共有する等、学校全体で情報を統一的に把握・共有する必要があります。
校内支援体制の整備	支援が必要な生徒の人数や一人一人の障害の状態等を把握した上で、きめ細かく対応するために特別支援教育コーディネーターを学年ごとに設置すること、生徒の支援等を検討する体制を既存の校内分掌に位置付けること、支援のための新たな校内の委員会等を設置すること、校内の委員会等の下部組織としてミニケース会議を設置すること等、各校の状況に応じた適切な校内支援体制を構築（構築を指示）する必要があります。
通級による指導の実施体制構築と運営管理	生徒、保護者から通級による指導を受けたいとの希望が出される前から、実施するための体制構築を進めておく必要があります。具体的には、担当する分掌、通級指導担当教員の候補者、指導を行う教室等をあらかじめ決めておきます。また、高校通級支援員を活用するのか、活用する場合に連携事業者に依頼するのか等も検討しておきます。さらに、通級による指導を行うに当たり、対象生徒の決定、指導計画の策定、組織的な運営等、学校管理職の運営管理が重要となります。
校外関係者との連携	校外の関係機関や関係者との連携強化等に積極的に取り組んでいくことも重要です。また、生徒の出身中学校との連携を密にしておくことで、中学校からの情報の引継ぎを受けられる環境を整えることも重要です。
教職員の育成	校内研修等において、必ず特別支援教育を取り上げる等、組織的、有機的に教職員の取組が進むよう育成することが重要です。
校内外への理解啓発	校内研修や職員会議等において、発達障害に関する理解啓発を図るとともに、校長通信や集会等において生徒に周知することが重要です。また、保護者会の場や学校からのお知らせ、学校ホームページ等において、保護者や地域等への理解啓発を進めることも重要です。 支援を必要とする生徒に、しっかりと支援を行うという意味が学校にあることを、リーダーとして示す必要があります。

(2) 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、校内支援体制づくりの推進や、関係機関との連携強化等の役割があります。このため、学校管理職の指示の下で組織的な体制を構築し、生徒への支援を推進することが求められます。生徒への支援に当たっては、生徒との信頼関係の構築が重要です。担任の教員等と連携して、できるだけ早期に発達障害の可能性のある生徒の状況を把握し、情報を校内で共有すること等が求められます。円滑な支援につなげるため、以下の特別支援教育コーディネーターの主な役割を適切に実施していくことが必要です。

主な役割	具体的な内容
校内支援体制づくりの推進役	<ul style="list-style-type: none"> ・校内の委員会等の運営 ・校内研修の企画と実施 ・校内支援体制の整備状況の把握と情報収集 ・学校生活支援シート(個別の教育支援計画)作成への参画 ・学校生活支援カード(個別指導計画)の作成への参画
学級担任への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・担任等とともに、特別な支援を必要とする生徒の状況を整理・分析 ・特別な支援を必要とする生徒の理解と支援の内容等について、担任とともに校内の教職員に周知
校内の関係者や関係機関との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な支援、助言を受けるための、生徒のニーズの把握及び情報共有 ・特別支援教育心理士やスクールカウンセラー(以下「SC」という。)、ユースソーシャルワーカー(以下「YSW」という。)等の校内関係者間の連絡調整 ・医療、保健、福祉等の外部関係機関との連絡調整 (都立版エリアネットワークを活用した特別支援学校との連携を含む。)
通級指導担当教員や高校通級支援員、心理士等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な指導・支援を実施するための、生徒のニーズの把握及び情報共有 ・通級による指導実施に係る連絡調整 ・通級による指導の成果等に関する校内共有への関与
保護者の相談窓口、保護者に対する理解啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の相談窓口となり、保護者と学校との信頼関係の構築 ・保護者との共通理解に基づく対応策の提示 ・保護者の障害理解の推進と特別支援教育の啓発

(3) 学級担任や教科担任、学年主任の役割

発達障害のある生徒への適切な指導・支援は、通級による指導だけで行うものではありません。学級活動や授業等で生徒に関わる時間が多い学級担任は、自分が担任する学級の生徒について、保護者等とも情報や認識を共有しながら適切に障害の実態を把握する必要があります。また、学級担任だけでなく、対象となる生徒の教科担任や、学年主任等とも連携して適切な把握に努めることが重要です。

生徒に気になる点がある場合には、発達障害の有無の可能性について、関係教職員と連携して検討する必要があります。発達障害のある生徒だと考えられる場合には、具体的にどのような障害で、どの

ような特性があるのか、障害により何につまずきやすいのか、困難の背景にある要因は何が考えられるのか等について、特別支援教育コーディネーター等とともに、様々な学校諸活動における場面に関して適切に把握する必要があります。その上で、支援策を検討し、学校全体で共有しながら支援していくことが重要です。対象の生徒に関わる教職員が、適切なタイミングで適切な支援を行うことにより、生徒の自尊感情や自己肯定感を高め、指導や支援を受けることへの抵抗感を減らすといった効果も期待できます。そのためにも、発達障害にはどのような障害の種類があり、どのような特性が見られ、どのような困難を抱えやすいのか等を、全ての教職員が一定程度理解し対応することが求められます。

また、発達障害のある生徒の進路指導を本格的に行う時期に、障害による困難が現出し、進路実現に向けた対策が難しくなることも想定されます。生徒の進路実現に向け、入学後の早期の段階から進路指導担当教員等と連携して支援していくことも重要です。

主な役割	具体的な内容
生徒の実態把握	ホームルームや授業中の様子等を自ら観察するとともに、各教科の教員や部活動の顧問等とも連携して生徒の実態を把握する。
生徒本人との合意形成	発達障害の可能性が考えられる場合には、生徒との面談等を通じて、困難に感じていること等についての情報共有や必要とする支援の内容等についての合意形成を図る。
保護者との合意形成	生徒と共有できた状況について、保護者とも共有し、支援の要請の有無等について確認して合意形成を図る。
特別支援教育コーディネーター等との検討	支援が必要な生徒が存在する場合には、関係教職員と情報を共有し、生徒のつまずきや困難の原因等を適切に把握した上で、どのような支援が必要か等について検討し、検討結果を校内で共有する。

(4) 全ての教職員に共通した役割

発達障害のある生徒は、全ての学校、学年、学級に存在するという認識をもち、全ての教職員が発達障害に関する一定の知識を有することが求められます。発達障害のある生徒の困難を理解し、対応方法を共有することで、生徒が学校にいる時間を有意義に過ごせるようにすることが重要です。

(5) 校内の委員会等の役割

校内の委員会等は、発達障害を含む障害のある生徒に対して、全校的な支援体制を整備するために学校内に設置する委員会組織です。発達障害の可能性も含め、障害による困難を抱えている生徒がいる場合には、校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、学級担任、学年主任、通級指導担当教員、養護教諭、教務や進路、生徒指導担当、また、必要に応じて経営企画室等の関係教職員を交えて開催します。

校内の委員会等の役割については、文部科学省が平成29年3月に公表した「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」においても記載されています。校内で検討する際の参考としてください。

【校内の委員会等の役割】

- 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握
- 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討
(学校生活支援シート(個別の教育支援計画)等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む)
- 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価
- 障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断を、専門家チームに求めるかどうかの検討
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案
- 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り
- 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催
- その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割

【発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン(平成29年3月 文部科学省)】

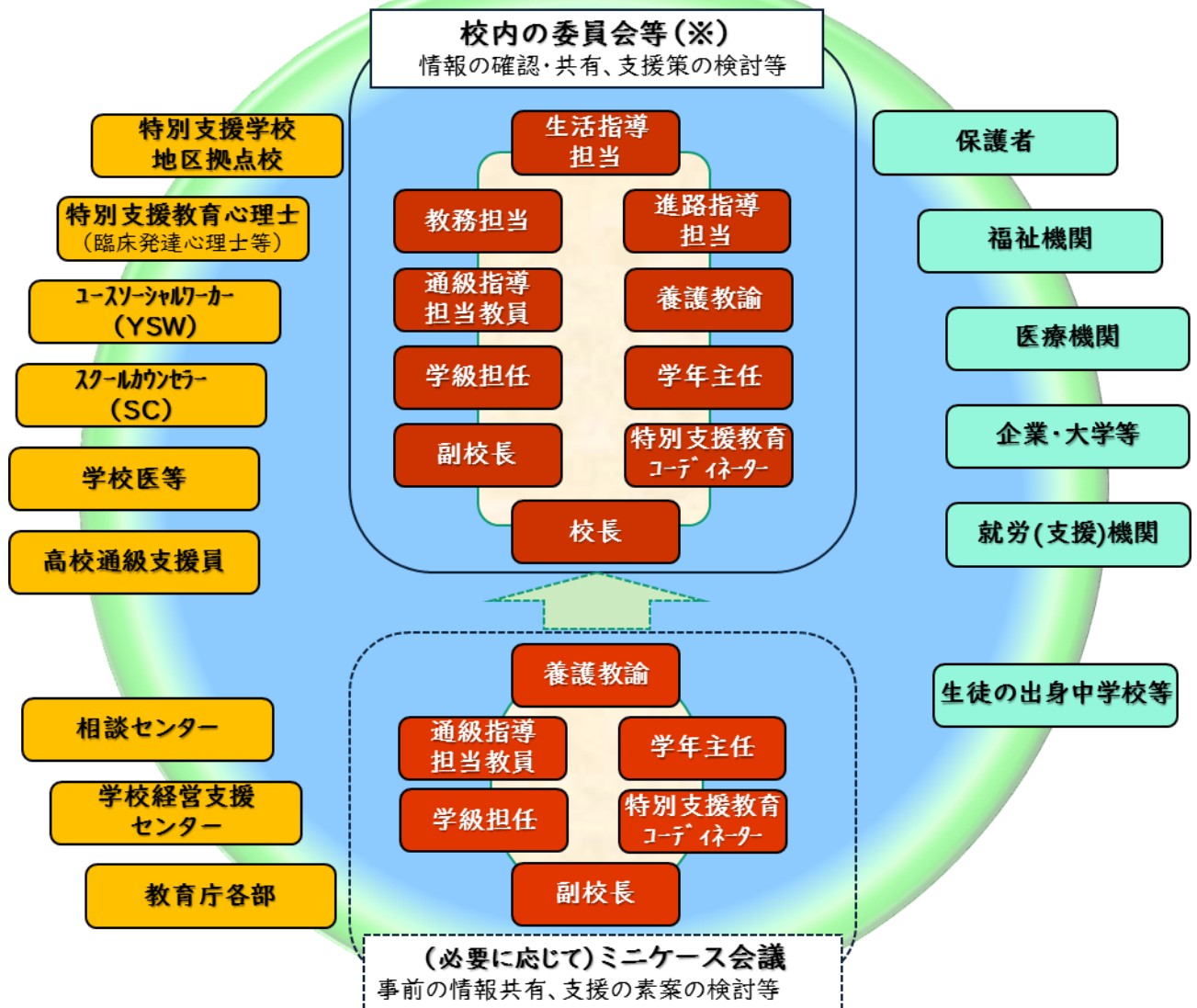
また、校内の委員会等で検討する際には、生徒の困難の状況を踏まえ、特別支援教育心理士やSC、YSW等の関係者を交えて議論することも有効です。

校内の委員会等では、学級担任が気付いた内容の確認や、生徒への支援策、保護者との連携に関する検討等を行います。支援が必要と考えられる場合は、早期に校内の委員会等を開催して検討することが重要です。そのため、校内の委員会等の下部組織として、メンバーを限定したミニケース会議等を設置することも考えられます。

学校の実情に応じて、校内の委員会等の体制を検討することはもとより、校内分掌組織を設置する等、校内支援体制を確実に整備し、総合的に支援を進めることが重要です。

次のページに、その体制の例を示しますので参考にしてください。

学校外と連携した
校内支援体制の例(イメージ)



※ 自立支援担当等、障害のある生徒の支援に関連する担当を置いている学校は、当該担当も校内の委員会等に加えて校内支援体制を整備してください。

また、次のページには、校内の委員会等の構成と役割について、具体的に説明しています。校内での体制づくりと、その後の検討の参考にしてください。

校内の委員会等の構成と役割の例

担当	主な役割
校長	<ul style="list-style-type: none"> ・校内の委員会等の設置 ・校内の委員会等での検討結果に関する意思決定
副校長	<ul style="list-style-type: none"> ・校内の委員会等やミニケース会議等の具体的な設置 ・外部人材や外部の関係機関等との調整
特別支援教育 コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・校内の委員会等の開催や運営 ・校内外との具体的な調整 ・把握した情報の整理や共有 ・個別の教育支援計画や個別指導計画の作成に向けた調整 ・校内研修等の企画検討、特別支援教育の理解推進 ・高校通級支援員との連携・調整
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・行動観察等により把握した情報の共有 ・保護者の考え等の共有 ・個別の教育支援計画や個別指導計画の検討 ・学級での支援策の検討や提案 ・高校通級支援員との連携・調整
学年主任	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や教科担任等と連携した情報の共有 ・学年としての対応の検討や提案 ・学級担任とともに中学校から情報収集
通級指導担当教員	<ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導におけるノウハウを活用した検討や提案 ・通級による指導が必要な段階かどうかの検討 ・個別の教育支援計画や個別指導計画の検討
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の心身の健康の状況に関する把握と共有（保健室での様子等含む） ・学級担任等と連携して検討した支援策の提案 ・SCとの連携
教務担当	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育課程の編成に関する検討 ・通級による指導と時間割等との調整
進路指導担当	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の進路希望に対する情報提供 ・進路先への情報共有や共有方法の検討 ・面談指導等の検討
生徒指導担当	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害のある生徒への生活指導対応の検討 ・生活上の困難への対策の検討や提案
その他関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・SC、YSW、高校通級支援員（連携事業者）等についても専門性が必要な場合には出席を要請

(6) 特別支援教育心理士、SCやYSW等の主な役割

ア 特別支援教育心理士(※1)

都立高校に在籍する発達障害等による学習上又は生活上の困難を抱える生徒の心理的な安定を図り、円滑な学校生活及び社会参加を促進するため、生徒一人一人の課題に応じた支援等について保護者や教職員に対する相談援助・助言を行います。

学校生活の中でつまずきが見受けられる等発達面や行動面で気になる生徒に関して、「障害の特性を知りたい」「支援の手立てを知りたい」といった場合には、特別支援教育心理士に相談します。特別支援教育心理士は、心理学的観点から、授業中や休み時間の行動観察等により生徒の見立てを行い、学校に助言を行います。

また、特別支援教育心理士の中には、発達検査を実施できる者もいます。発達検査を実施することで、生徒の得意な部分や苦手な部分、その生徒にとって効果的な支援の手がかりを得ることができます。(通級による指導の申請に当たっては、発達検査の結果が必須です。)

なお、特別支援教育心理士には、生徒や保護者等との個別面談に同席してもらうことが可能です。

※1 特別支援教育心理士設置要項に基づき、臨床発達心理士、特別支援教育士、学校心理士、又は公認心理士の資格を有する者の中から、その職務を遂行する熱意がある者を校長が委嘱します。

イ SC(スクールカウンセラー)

不登校や二次障害(※2)等こころの問題を抱えた生徒に対する心理療法や、こころの問題を予防するための研究に基づき、人のこころにアプローチする専門家で、主に、生徒に対するカウンセリングを行います。

悩みや不安を抱える生徒に関して「生徒の心理的な問題を解決してほしい」「生徒の思考・行動パターンを変容させる必要がある」といった場合には、SCに相談します。SCは、臨床心理学等に基づく知識や技術により、生徒に対するカウンセリングを通じて抱える問題を傾聴する等により、解決に向かうよう援助します。

また、生徒に対する指導・支援のために必要となる情報の教員への提供や、生徒への関わり方について教員や保護者に助言・援助を行うこともできます。

なお、学校生活において生徒とコミュニケーションを深めたり、日常生活の状況、友人関係等を把握したりするために、相談室における相談活動以外に、SCが生徒と触れ合ったり、行動観察をしたりする場面を設定することも大切です。

※2 例えば、非行、そう鬱、無気力、自暴自棄、強迫的な症状、家庭内暴力、恐喝、威かく、自殺企画、妄想、錯乱、睡眠障害等が挙げられます。

ウ YSW(ユースソーシャルワーカー) (※3)

YSWは、都立高校と連携し、①中途退学の未然防止、②不登校生徒への支援、③生徒及びその家族が抱える課題への福祉的支援、④都立高校を中途退学した生徒への就労・再就学支援を行うことを役割としています。

生徒の様子や状況等から学校だけでは対応・解決が難しく「就職や進路に関するアドバイスが欲しい」「家庭へのアプローチが必要」といった場合には、YSWに相談します。YSWは、キャリアコンサルティング技能士やキャリアカウンセラー等の資格を有する就労支援系のスタッフと、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の資格を有する福祉支援系のスタッフで構成されており、それぞれの知見に基づき、学校に助言を行います。

また、生徒理解のための学校・家庭・地域の関係機関からの情報収集や、保護者等に対する相談援助、地域の関係機関等を交えたケース会議の開催支援等について依頼することもできます。

さらに、YSWは、生徒や保護者等との個別面談や就職に向けた面接練習を実施することが可能です。

※3 YA(ユースアドバイザー)とともに「自立支援チーム」の一翼を担う職名ですが、本手引きでは、「自立支援チーム」の代名詞として用いています。

エ 高校通級支援員

教員とともに授業を進めるほか、教材準備や記録作成が、高校通級支援員の主な職務です。

授業に関する職務のほか、通級による指導を受ける生徒の学校生活支援カード(個別指導計画)作成の際等、特性を把握した生徒に関して「同様の困難のある生徒の指導事例について知りたい」「参考となる教材を知りたい」といった場合には、高校通級支援員に相談します。高校通級支援員は、それぞれの経験や身に付けているノウハウ等に基づき、学校に助言します。

また、高校通級支援員によって準備された教材や作成された記録は、その意義や内容等について、通級指導担当教員をはじめ校内で共有を図ることになりますが、必要に応じて、それらの解説の依頼や、校内研修の講師の依頼をすることもできます。

さらに、高校通級支援員は、生徒や保護者等との個別面談に同席することが可能です。

(7) 全ての学校関係者の役割

発達障害への理解は、教職員だけに求められるものではありません。学校に通っている生徒はもちろん、保護者の皆さんや、外部人材、進路先となる学校関係者や企業関係者等、全ての学校コミュニティで理解が進むことが重要です。

学年集会やホームルームでの生徒への理解啓発、学年通信や保護者便りによる保護者への周知、学校運営連絡協議会や文化祭等を通じた地域へのお願い、インターンシップの調整時における関係企業等への依頼等、様々な場面を通じて学校関係者への理解を進めることが求められます。学校管理職のリーダーシップの下、様々な学校関係者の皆様に、発達障害教育に関する理解啓発に関する取組を積極的に進めていくことが重要です。

2 学校外との様々な連携

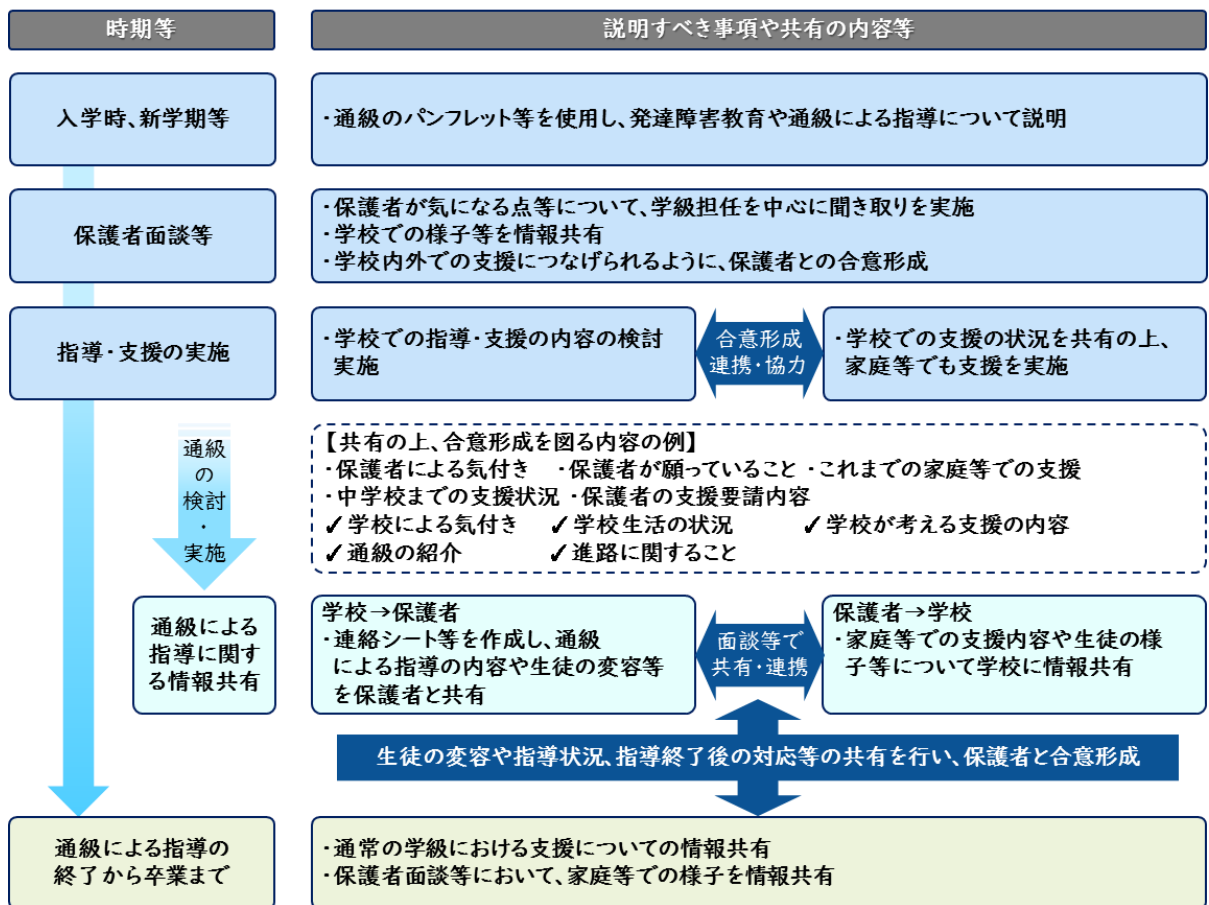
(1) 学校と保護者との連携

発達障害のある生徒の困難を改善していくためには、保護者等の理解の下、家庭等においても適切な支援が行われていることが大切です。通級による指導の有無にかかわらず、学校と保護者が生徒の困難や、その背景にある要因等を共有し、協力しながら支援を実践していくことが求められます。

また、発達の段階や、学校と保護者との連携による支援が充実すること等により、困難の状況や支援すべき内容が変化することも考えられます。そのため、保護者とは、定期的な面談を通して、日頃の学校での様子や指導や支援の内容の変化等を共有し、学校と連携した支援の変更等について、合意形成を図っていくことが重要です。

連携して支援を実施していくための前提として、保護者が、生徒に関して気になっている点や、日頃から困難と感じている点等を安心して学校と共有できるような環境づくりも重要です。そのため、入学時や新学期等の節目の時期を通じ、障害に関する理解啓発の取組を進めることや、障害がある場合でも学校として保護者と協力しながら取り組むこと等についての説明を丁寧に行うことが求められます。

通級による指導を実施する場合の学校と保護者との連携の例



(2) 都立特別支援学校と連携した取組

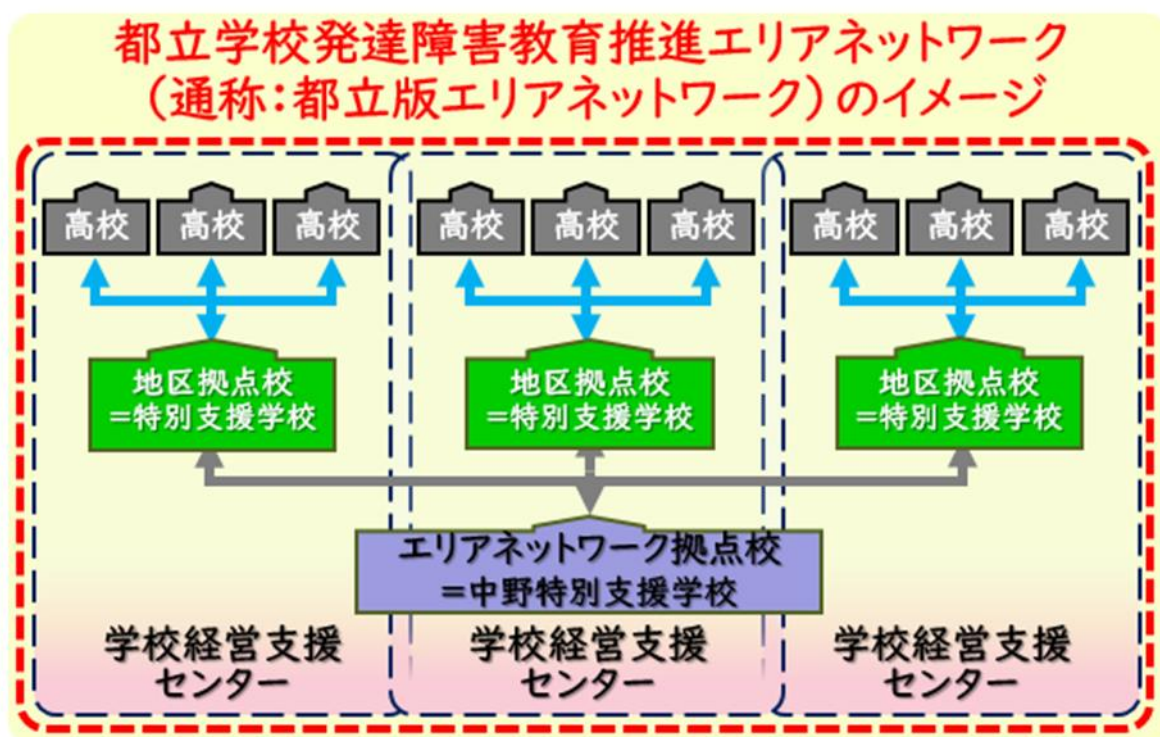
都立高校や都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校前期課程において、発達障害のある生徒等への支援を進めるに当たり、不明な点や不安な点がある場合に、都立特別支援学校と連携を図ることも学校としての重要な役割です。

都教育委員会では、令和4年度から、一定のエリアごとにノウハウや指導の経験を有する都立特別支援学校と都立高校を結ぶ都立版エリアネットワークを構築し、取組を推進しています。

都立版エリアネットワークでは、全体の拠点となる「エリアネットワーク拠点校」（都立中野特別支援学校）と、地区ごとの拠点となる「地区拠点校（※）」（知的障害部門高等部を設置する特別支援学校）が協力しながら、各都立高校の発達障害等の児童・生徒を対象とした特別支援教育への支援を行います。

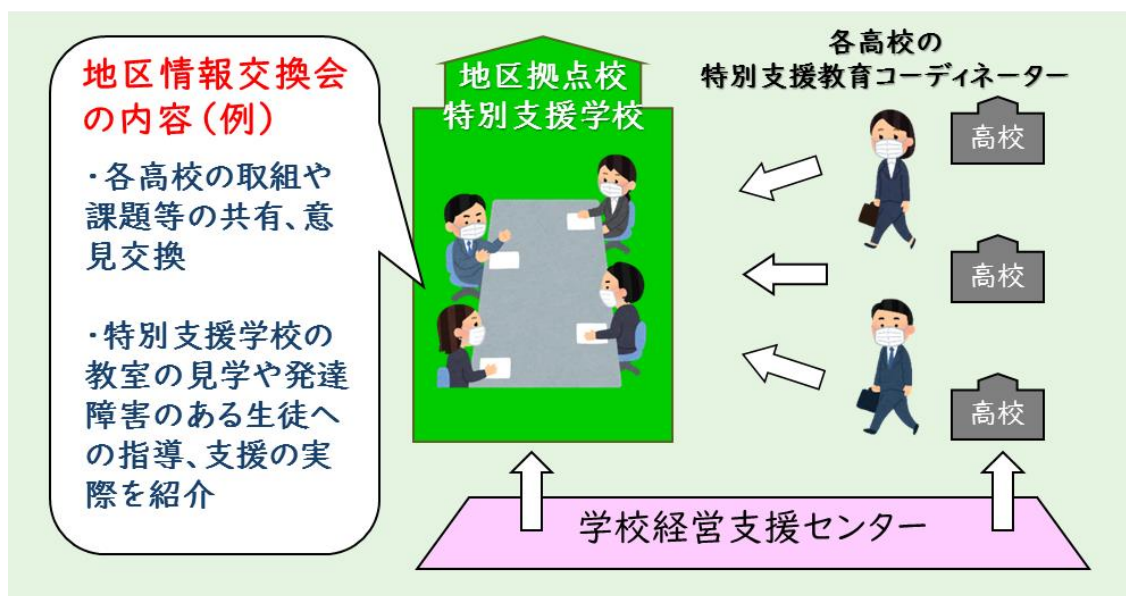
エリアネットワーク拠点校には、発達障害教育に関するノウハウや専門性を有する教員を「センター的機能スーパーバイザー（CSV）」として配置し、地区拠点校が行う支援を様々な観点から総合的に支援します。

※ 地区拠点校は、他の特別支援学校や、エリアネットワーク拠点校のセンター的機能スーパーバイザー（CSV）とも連携しながら、都立高校を支援します。



各年度の当初には、都立高校における特別支援教育への取組状況や課題の共有、ユニバーサルデザイン化の取組の紹介等を通じて、特別支援教育コーディネーター同士が顔の見える関係を作り、都立高校と地区拠点校とのつながりを深めることを目的に、地区ごとの都立高校の特別支援教育コーディネ

ネーターが地区拠点校に集まって情報交換会を行います。この中で、学校間の情報共有やケースの相談、ミニワークショップや都立特別支援学校における指導・支援の視察等を行います。



通級による指導の対象生徒に関する様々な相談や校内の特別な支援を必要とする生徒への対応方法、合理的配慮の具体的事例等の日常的な困りごとについて、都立高校が地区拠点校に相談(助言・支援の要請)することができます。これに対して、地区拠点校はエリアネットワーク拠点校と連携し、都立高校に助言・支援を行います。

支援や助言を行う日々の相談は、以下のようなことが考えられます。

- ・ 困難を抱えている生徒の行動観察の仕方や生徒理解、支援方法等に関する相談
 - ・ 通級による指導の導入や授業の進め方、指導内容、評価方法等に関する相談
 - ・ 学校生活支援シート(個別の教育支援計画)や学校生活支援カード(個別指導計画)等の作成に関する相談
 - ・ 特別支援教育心理士やSC、YSW及び外部人材との連携方法等に関する相談
 - ・ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教育活動の推進に関する相談
 - ・ 校内研修会の企画等に関する相談
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳に関する相談、手帳取得後の就労に関する相談
 - ・ 福祉や医療、就労機関との連携等に関する相談
 - ・ 保護者との関係形成に関する相談
 - ・ 生徒、保護者向けの理解啓発に関する相談
- ※ この他、校内の委員会等やケース会議等へ参加し、助言を行う。

なお、センター的機能スーパーバイザー（CSV）は、校内研修の研修講師、生徒、保護者向けの出前授業等も行います。発達障害のある生徒一人一人に対して最適な支援を提供し、生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、積極的に都立版エリアネットワークの活用を推進することが肝要です。

(3) 外部機関との連携

発達障害のある生徒の理解を進め、効果的な支援につなげるためには、様々な外部機関との連携が重要です。

- ・ 医療・相談機関等との連携による専門性の活用

発達障害に係る相談を行える医療機関や就労支援機関と連携し、専門的な視点からのアドバイスや支援方策の提案を学校教育に生かすことも大切です。

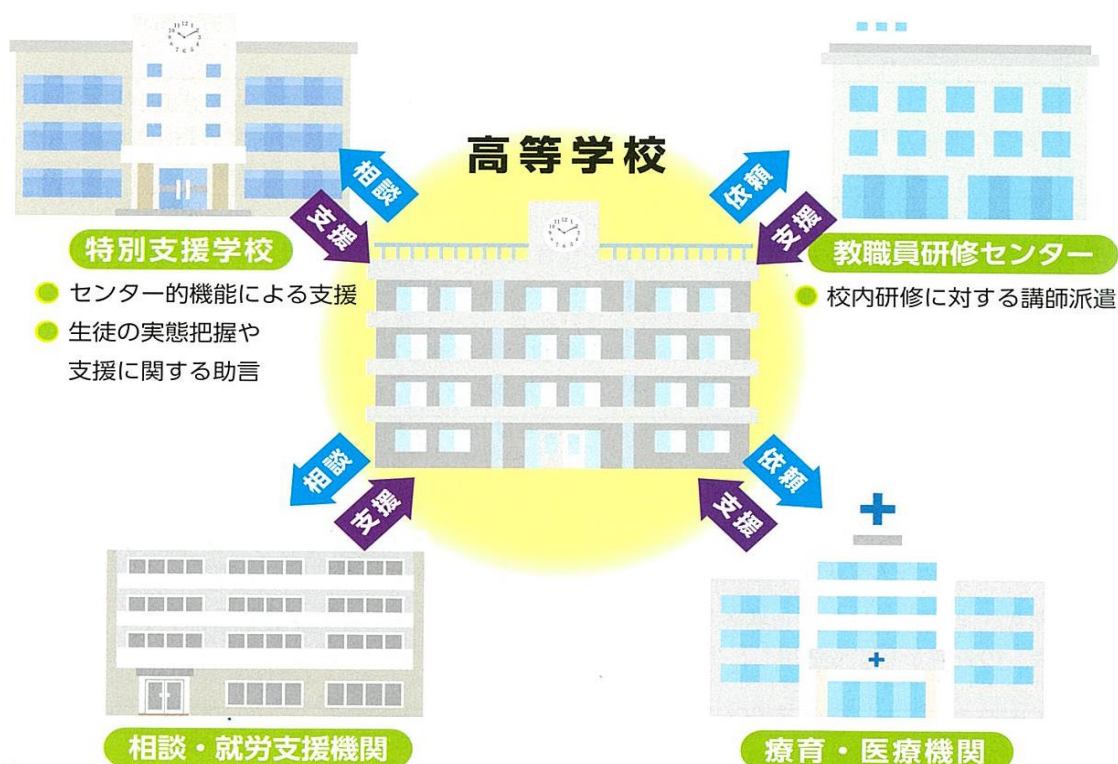
また、発達障害のある生徒が医療機関とつながることは、保護者が発達障害について理解を深め、家庭で適切に支援していくことにもつながると考えられます。

- ・ 生徒や保護者に関わる関係機関との情報共有

生徒の出身中学校等、保護者、外部の関係機関等と連絡を取りながら、生徒の支援にとって必要な情報の共有化を図ることも重要です。

- ・ 特別支援教育コーディネーター等を窓口とする連絡・調整

校内の委員会等での協議や検討事項を踏まえ、関係機関との連携に向け、特別支援教育コーディネーター等が窓口となって連携・調整を図ります。学校における教育活動全般を通し、学校管理職が積極的に外部との連携を進めていくことも重要な役割です。



【コラム:想定される事例(学習障害)】

- ✓ 都立高校に入学した1年生の生徒Aさんは、学習が遅れがちであり、課題を提出できないこと等が多い状況でした。
- ✓ 担任の先生は、Aさんの授業を担当する先生と協力し、Aさんの行動観察をしたところ、板書された内容を書き写すことや、先生の指示をメモすることに苦手さを抱えているようでした。そのため、担任の先生は、書くことに困難を抱える書字障害があるのではと考えました。
- ✓ Aさんは、保健室の養護の先生や部活動の顧問の先生に相談することも多かったため、担任の先生は特別支援教育コーディネーターの先生や校長、副校長に相談し、関係の先生が参加した校内の委員会等が開かれることになりました。
- ✓ 事前に都立版エリアネットワークの地区拠点校に相談して得た助言等も踏まえ、校内の委員会等で検討した結果、授業等の学校生活の中で、タブレット端末の使用をすすめることにしました。
- ✓ このことについて、職員会議で全教職員に周知し、Aさんが学校内でタブレット端末を使用することの有効性について全教職員が理解し、生徒たちにも使用の必要性や支援の概要について説明しました。
- ✓ Aさんは、授業内容の理解が進むようになり、課題を忘れることもなくなる等、困難を感じることも少なくなりました。こうしたこともあって学習に向かう意欲が高まったほか、友人との会話も弾むようになり学校生活が楽しくなりました。
- ✓ Aさんと直接関わりをもたない進路指導主任の先生は、3年生で就職を希望する生徒Bさんが、履歴書を書くことが苦手だと言っていることを思い出しました。そこで、この生徒についても校内の委員会等で話し合いました。
- ✓ この高校では、「履歴書は手書きで書くからこそ、就職したいという意思が会社に伝わる。」という指導をしていましたが、進路指導主任の先生が中心となり、履歴書の記載は、原則、パソコンで作成することを決めました。求人を出してくれている企業には、学校の方針を説明し理解を求めました。
- ✓ この結果、Bさんは自分の考えを的確に履歴書に記載することができ、希望する就職先への就職が決まりました。
- ✓ パソコンで履歴書を作成することで推敲して自分の思いを記載できるようになり、各生徒の履歴書の内容も向上しました。
- ✓ 学校では、発達障害に関する理解が深まり、校内研修も活発に行われるようになりました。また、校長先生は、学校運営連絡協議会で経緯と成果を報告し、保護者会の際にも、個人情報に配慮しつつ事例を紹介し、「困難を抱えているお子さんがいたら相談してほしい。」と保護者への理解を求めました。

☆考察してみてください

- コミュニケーションが苦手な生徒が企業のインターンシップに行く際には、どのような支援が考えられるでしょうか。生徒がインターンシップ先で企業の方に質問する際には、どのような方法が考えられるでしょうか。
- 指導力がある先生の中に板書が苦手な先生がいました。いつも口頭での授業が中心となりがちです。生徒の中には話言葉の理解に困難を抱える生徒がいました。先生は、どのような授業改善が検討できるでしょうか。

☆検討の際の視点

- 言葉や手書きの文章で伝えることが必ず必要でしょうか。質問を事前に準備することや、インターンシップ先への支援についての協力依頼等は何が考えられるでしょうか。
- 全て板書により伝える必要があるでしょうか。板書以外の方法は何かあるでしょうか。

☆ 誰にとっても分かりやすい教室等の環境づくりや授業づくりが求められます。

☆ ユニバーサルデザイン化や多様な伝達手段による授業づくり等、学校での支援や配慮の状況について、企業や進学先との情報を共有すること等についても検討してみてください。

第3 「合理的配慮」と「ユニバーサルデザイン」

平成19年の改正学校教育法等の施行により、特別支援教育制度がスタートし、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズをより丁寧に把握して対応することが求められるようになりました。

以後、発達障害等の特別な支援を必要とする児童・生徒への有効な指導方法や支援の在り方についての研究・開発が進み、通常の学級においても特別支援教育の視点を生かした様々な授業改善や実践が行われています。

こうした取組を代表する考え方に、「合理的配慮」と「ユニバーサルデザイン」の2つがあります。発達障害教育を含む特別支援教育を推進するために、両者の考え方や特徴をよく認識した上で、学校全体で取り組んでいく必要があります。

ここでは、より理解を深めるために、それぞれの考え方や、学校現場における事例を簡単に紹介します。改めて御確認ください。

1 学校における「合理的配慮」の考え方

平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）は、障害者も含めた国民一人一人が、それぞれの立場において差別の解消に向けた具体的な取組を自発的に行うことを促しており、共生社会の実現を目指し「合理的配慮」を行うこと等を求めています。

学校における合理的配慮とは、障害のある児童・生徒が、学校教育を受ける上で生じる障壁をなくすために必要な変更及び調整であり、その実施に当たって過度な負担がない範囲で、特定の場面において個別に必要とされるものです。

学校現場においては、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供が求められており、支援を必要とする児童・生徒が通常の学級で学習に参加するために必要な支援は何なのか、学校全体で考えていく必要があります。

学校における合理的配慮には以下のようなものがあります。

○ 授業における合理的配慮の例

- ・ 全体に指示をした後に個別に指示を繰り返す。分からないことはないかを確認する。
- ・ 座席を前の方に配置し、黒板が見やすいようにする。
- ・ 穴埋め式のワークシートを個別に作成し、文章を書く量の軽減を図る。
- ・ 教科書やプリントにルビを振ったり、文節を区切ったりする。
- ・ 読み書きに困難がある生徒のために、拡大教科書やタブレット、音声読み上げソフトを活用する。

○ 学校生活における合理的配慮の例

- ・ 連絡事項の内容を1対1で確認する。大事な予定についてはメモをさせる。
- ・ 感情的になった際に、相談室や保健室を利用できるよう事前に決めておく。
- ・ 聴覚が過敏で大きな音や周囲の音が気になってしまう生徒に対し、イヤーマフの使用を認める。

2 学校における「ユニバーサルデザイン」の考え方

学校教育におけるユニバーサルデザインとは、「年齢や性別、国籍、身体的な能力、障害の有無等にかかわらず、全ての人にとって分かりやすい」という考え方をもとに、「全ての生徒にとって、参加しやすい学校・学級」をつくり、「全ての生徒にとって分かりやすい授業」を行うことです。困難を抱える生徒に対して行う指導や支援の工夫が、全ての生徒にとって分かりやすい指導や支援の工夫になるという考え方に基づいて、学校・学級経営や授業改善を行うことが重要です。

学校におけるユニバーサルデザインを取り入れた指導方法の例について、「ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業及び行動支援 事例集」（平成29年3月 教育庁指導部高等学校教育指導課）から抜粋して以下に掲載します。

なお、事例集について、改めて御確認の上、各校での取組に積極的に活用してください。



ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業及び行動支援 事例集（抜粋）

指導方法 <時間の構造化> 22 ページ

「構造化」とは、障害のある子供や障害のある人の特性に合わせて、環境を調整し、理解しやすく安心できる状況を用意することです。中でも「時間の構造化」は、先々が見通せない状況や曖昧な状況に弱い生徒が、一日の流れや授業に対し見通しをもって行動することができるので、非常に有効な手段の一つとなっています。ここでは、「時間の構造化」のための方法を紹介します。

○ 一日の見通しを示す

- ・ 一週間や一日の予定、持参物等を板書する。
- ・ ホワイトボード等を利用し、一日の見通しを示す。必要に応じて移動し、活動の妨げにならないようにする。
- ・ 予定が変わった場合は、口頭だけではなく、視覚的にも知らせる。
- ・ 日常的に使用するものはラミネート加工を施しマグネットを利用して繰り返し使用する。

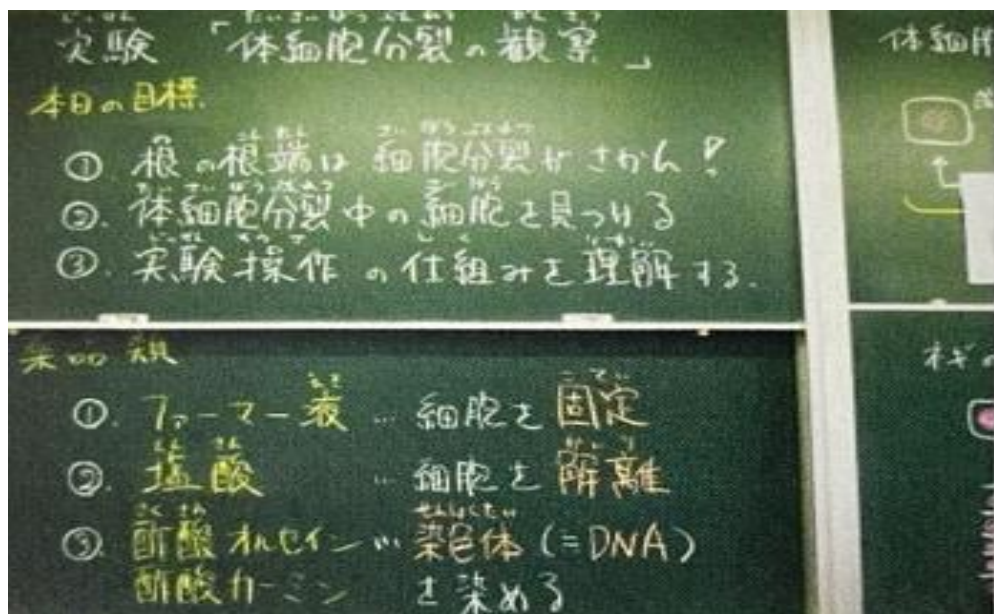
○ 学習の内容を示す

- ・ 学習のテーマや目標を板書する。(写真①)
- ・ 学習活動の流れ(アウトライン)を、口頭や板書等で知らせる。(写真②)
- ・ 終了した学習活動は二重線で消す等する。
- ・ 実験や実習、実技を中心とした学習の場合、テーマや流れ、内容等を掲示して、具体的に確認する。
- ・ 日付や校時、教科書のページ、学習のテーマや目標等を板書する。

<写真①>



<写真②>



○ 活動の目安となる時間を示す

- ・ タブレット型端末等を利用して、教室後方の生徒にも見えるように配慮する。
- ・ 活動の終わりの合図としてベルやタイマー等の音を利用し、教員の声とは明確に区別できるようにする。



指導方法 <情報伝達の工夫> 24、25 ページ

学習障害のある生徒は、認知能力に困難を抱えていることがあり、視覚認知に困難があつて視覚から得られる情報を適切に処理できなかつたり、聴覚認知に困難があつて聴覚から得られる情報を適切に処理できなかつたりします。また、入ってきた情報を記憶することに困難がある場合もあります。

そうした生徒が理解しやすく、記憶しやすい支援とは、視覚にも聴覚にも訴える工夫であり、どの生徒にとっても分かりやすい手だてとなります。こうした手だてについてはこれまで各学校で研究がなされてきていますが、ここでは視覚的工夫と聴覚的工夫に分けて紹介します。

ア 視覚的工夫

○授業前に準備しておくものを示す

- ・ 次時に使用するものを板書したり、紙面に印刷して配布したりする。
- ・ 学習で使用する教材やプリントに教科名と番号や色等で区別する。
- ・ 授業の開始時に使用する教材を伝える。

指示の例 『机上に、教科書とノート、辞書を準備してください。』

○学習内容を視覚的に明確化する

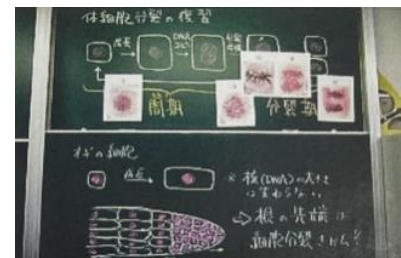
- ・ 注目すべきポイントにマグネット等を用いて示す。
※マグネットの色は、注目しやすいよう黒板やホワイトボードとのコントラストに注意する。
- ・ 板書で使用する図やイラスト、問題をプリントで配布し、ノートに貼らせる。
- ・ 写真やカード、スライド等を活用する。**(写真③④⑤)**
- ・ 教科に応じたノートやファイル、筆記用具の選び方について助言する。
- ・ 板書のルールと写す際のルールを決める。



↑写真③



↑写真④



↑写真⑤

※文部科学省は「色覚に関する指導」において以下のように示しています。(第Ⅲ部 資料編 P.56)

- ☆黒板は常にきれいな状態に保つとともに、明るさが均一になるよう照明を工夫します。
- ☆黒板では白と黄のチョーク、ホワイトボードでは青のマーカーを主体に使います。白と黄以外のチョークや青以外のマーカーは、アンダーラインを引いたり囲みをつけたりする際に使います。

イ 聴覚的工夫

○話し方を工夫する。

- ・ 短い言葉で簡潔に説明する。
- ・ 生徒の状況に応じて、話すタイミングに留意する。
- ・ 表情や視線を工夫して、生徒の注目を促すようなメッセージを伝える。

あまりよくない例



よい例



○指示の仕方を工夫する



※ 上記以外にもたくさんの事例が紹介されています。ぜひ自校での取組に御活用ください。

第4 都立高校における通級による指導

1 通級による指導と対象生徒

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条を根拠とし、都立高校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする生徒に対して、各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を行う教育形態です。

【都立高校における通級による指導の対象生徒】

- ① 都立高等学校又は都立中等教育学校後期課程に在籍する生徒
(全日制・定時制・通信制や、学科は問いません。)
- ② 知的障害がなく(※)、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があり、通常の授業におおむね参加でき、一部、障害に応じた特別な指導を必要とする生徒
- ③ 生徒本人と保護者が通級による指導を希望し、かつ、学校及び都教育委員会に指導が必要であると認められた生徒

※ 知的障害のある児童・生徒に対する学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、生活に結び付く実際の・具体的な内容を継続して指導することが必要であることから、一定の時間のみ取り出して行う指導にはなじまないことを踏まえ、現在、知的障害のある児童・生徒については通級による指導の対象とはなっていません。

【「障害に応じた通級による指導の手引」改訂第3版4刷(文部科学省編著)より】

2 通級による指導の開始に向けた準備

(1) 都立高校における通級による指導の目的と支援レベルに応じた検討

都立高校では、生徒が、卒業後に進学する場合でも就職する場合でも、社会人として自立した人間になるよう様々な教育活動を通じて育成しています。

そのため、発達障害のある生徒についても、支援レベルに関わらず、障害による学習上又は生活上の困難の背景を分析し、その背景に応じた配慮や支援を行い、将来、自立していけるようにしていく必要があります。

発達障害のある生徒への支援レベルは、およそ3段階の区分があります。

支援レベル3:通級による指導と通常の学級での支援が必要なレベル

支援レベル2:YSW等の何らかの人的支援により困難への対応が可能と思われるレベル

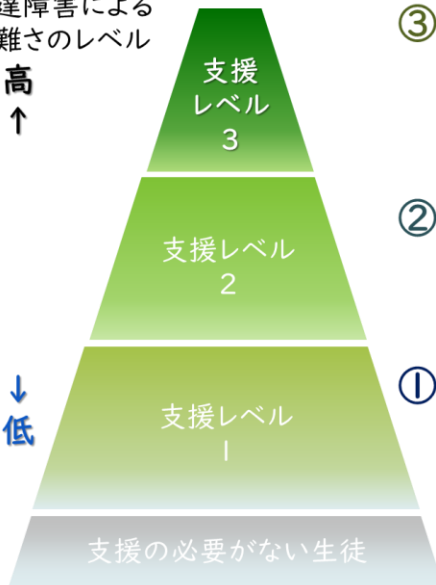
支援レベル1:通常の学級での工夫や配慮で困難への対応が可能と思われるレベル

発達障害による困難さに応じた支援レベルのイメージ

発達障害による
困難さのレベル

高
↑

↓
低



③ 通級による指導

生徒の困難さに応じた、一部特別な指導を実施
・本人が希望すれば必ず受けられるものではない。
(本人の希望、障害等の要件が合致する必要あり)
・障害があれば必ず実施しなければならないものではない。

② 学校内外の人的資源の活用

SC、YSW、特別支援教育心理士等、学校内外の人的資源の活用による通常の学級での支援

① 通常の授業中の支援

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教室環境や授業づくり、指導の工夫や配慮等による支援

※ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教室環境や授業づくりは、全ての生徒にとって有効です。

まずは、生徒一人一人の発達障害による困難とその背景をしっかりと分析し、校内の委員会等において支援レベルと支援策を検討する必要があります。その際に、SCやYSW、特別支援教育心理士等の意見を確認すること等も有効です。

支援レベル1、支援レベル2の生徒と判断された場合でも、どのような支援や配慮、授業での工夫ができるか等を検討し、実践することが必要です。

また、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教室環境や授業づくりは、発達障害の有無に関わらず全ての生徒に分かりやすい授業づくり等につながります。

(2) 事前の情報収集や生徒の状態の気付き

ア 中学校等からの情報の引継ぎ

発達障害のある生徒の中には、小学校や中学校の特別支援教室(教員が巡回して行う通級による指導をいう。以下同じ。)での指導を受けていた生徒も存在します。また、特別支援教室での指導を受けていなかった生徒でも、中学校等において、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を作成し、何らかの支援を受けていたことも考えられます。そのため、発達障害の可能性のある生徒や、生徒自身から発達障害に関する相談を受けた場合等には、保護者とも合意を得ながら、速やかに在籍していた中学校から情報を引き継ぐこと等が重要です。

また、得られた情報については、校内で共有するとともに、改めて生徒本人や保護者との合意を形成しながら、支援の必要性や内容を検討していくことが重要です。

イ 学級担任や教科担任による気付き

高校生段階になると、小・中学校での支援の成果等から、一見して発達障害による困難が分かりにくい状態であることも考えられます。そのため、学級担任や教科担任等は、授業を行う中等におい

て、孤立している生徒はいないか、グループ学習等で発言が少ない生徒はいないか、板書をノートに書くことが少ない生徒はいないか、学習意欲が高まらない生徒はいないか等といったことにも、注意を払う観点を持つことが重要です。

気になる生徒がいた場合には、その情報を関係する教職員とも共有し、多くの教職員が多様な視点から行動観察すること等が必要です。

ウ 生徒本人や保護者からの申告による気付き

生徒本人や保護者が、「中学校で特別支援教室での指導を受けていた」「高校での通級による指導に興味がある」等の相談をしてくる場合もあります。その際には、生徒本人や保護者から情報を確実に聞き取り、校内の委員会等を開催して、その後の支援を検討すること等が重要です。

なお、生徒本人や保護者が支援の必要性を申し出たり、相談しやすい環境をつくったりすることも大切です。都教育委員会が作成するパンフレット等を活用して周知することも重要です。

(3)校内における検討(校内の委員会等の開催、発達検査の実施、保護者との合意)

発達障害のある生徒の情報が得られた場合には、校内の委員会等を開催して支援等を検討します。ここで、支援レベルはどのレベルであるか、レベルに応じた支援はどのようなことが考えられるか、さらには、通級による指導が必要かどうか、通級による指導を行う場合の指導目標や方針をどのようにしていくのか等について、心理士等も交えて検討する必要があります。

校内の委員会等で、通級による指導が必要と判断された場合には、心理士による発達検査を実施します。発達検査の実施には、本人や保護者の同意が必須です。発達検査の実施の前に必ず面談を行う等合意形成を図ってください。合意形成後に、所管の学校経営支援センターに相談し、心理士による発達検査を実施することになります。

発達検査の結果をもとに、改めて生徒や保護者との合意形成を図った上で、再度、校内の委員会等を開催して、通級による指導の申請をするかどうかについて決定し、申請する場合には、所管の学校経営支援センターに相談してください。

(4)通級による指導の準備(教室環境等の整備、指導計画の準備)

発達障害のある生徒が集中して通級による指導を受けられるような環境を整備することが重要です。校内に専用のスペースを設けることができない場合であっても、カウンセラー室を通級による指導でも活用できるように整備することや、小講義室等を活用すること等も考えられます。生徒によっては、人目を気にする傾向があったり、音等に非常に敏感であったりする等、配慮が必要なこともあります。生徒一人一人の障害の特性をしっかりと把握して、できる限り生徒に寄り添った教室環境等を整備することが重要です。

なお、初めて通級を導入する学校には、教室整備に必要な消耗品等をそろえることができるよう予算を配付しています(2年目以降の学校にも一定額の配付があります)。予算の配付に関しては、通級による指導が必要と認定された場合(後述の「判定委員会」による)に都教育委員会から御連絡します。

3 通級による指導に必要となる教育課程編成から単位認定まで

都立高校における通級による指導は、都立高校の教員が、都教育委員会が協定を締結している事業者による専門的な外部人材とのチーム・ティーチングにより行います（学校において独自に外部人材を委嘱することも可能です。）。

(1) 特別の教育課程

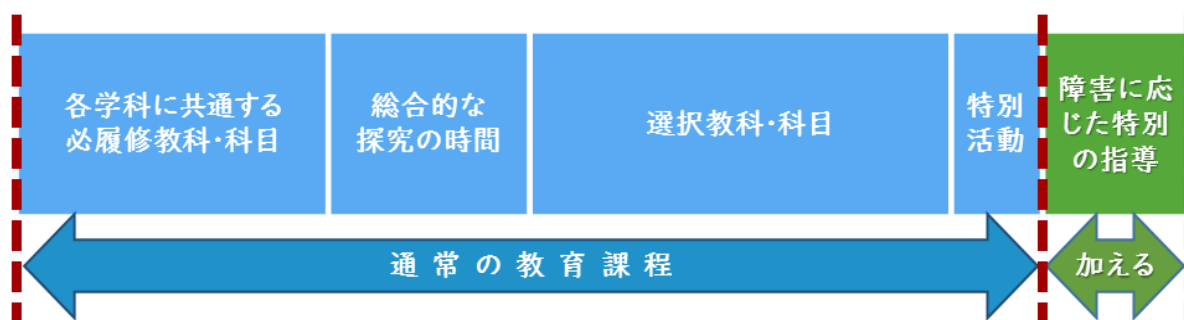
通級による指導を行う場合には、「学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件」（平成5年文部省告示7号）の規定に基づき、障害に応じた特別の指導を教育課程に加えるか、その一部に替えることができます。

具体的には、通級による指導を通常の時間割の外で実施する場合は、「教育課程に加える」扱いとなります。

一方、通級による指導を選択教科・科目等に替えて実施する場合や、該当生徒の選択教科・科目等の関係で通常の時間割の中で空き時間があり、その空き時間に実施する場合等、通常の時間割の中で通級による指導を実施する（生徒が通常の時間割の中で通級による指導を受けることができる）場合は、いずれも「教育課程の一部に替える」扱いとなります。

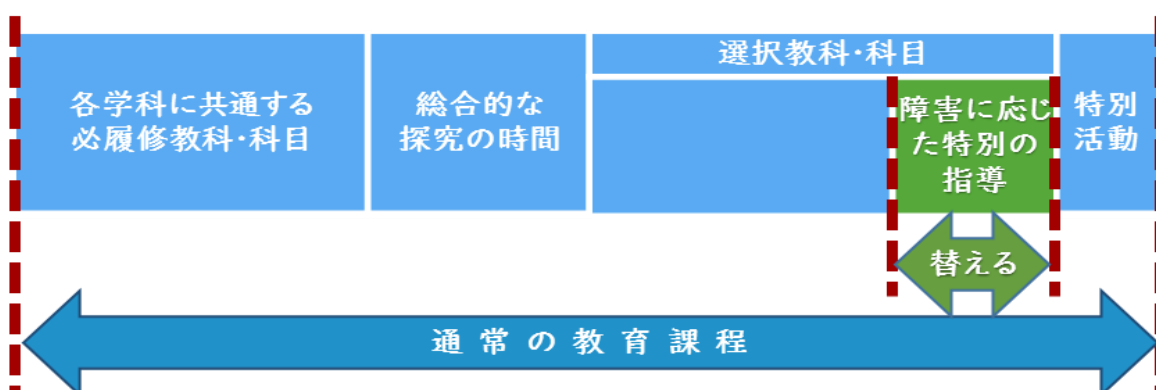
なお、3年次等で該当生徒の選択科目の関係で該当生徒の空き時間に実施する場合の「替える科目名」は、「自由選択科目」とします。また、高等学校では、年間7単位を超えない範囲で生徒が在籍する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができます。

① 教育課程に加える場合



通級による指導を教育課程に加える場合は、放課後等の授業のない時間帯に実施します。この場合、他の生徒と比べて対象生徒の授業時数が増加することになるため、対象生徒の負担や心理的な抵抗感に配慮する必要があります。

② 教育課程の一部に替える場合



一方、通級による指導を教育課程の一部に替える場合は、選択教科・科目の中の一部に替えて履修することになります。通級による指導を受けたことにより、「替える」対象となる教科等を受けたこととみなすことはできません。

この場合、全体の授業時数は増加しませんが、他の生徒が選択科目の授業を受けている時間帯に通級による指導を受けることとなります。そのため、対象生徒の心理的抵抗感への配慮に加え、他の生徒への説明等が必要となります。

一方、高等学校においては、替えることのできない教科・科目等があります。これらを踏まえて教育課程を編成する必要があります。

学科	替えることができない教科・科目等
普通科	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必履修教科・科目(学校設定教科・科目「人間と社会」を含む。) ○ 総合的な探究の時間及び特別活動
専門学科	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必履修教科・科目(学校設定教科・科目「人間と社会」を含む。) ○ 総合的な探究の時間及び特別活動 ○ 全ての生徒が履修する専門教科・科目
総合学科	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必履修教科・科目(学校設定教科・科目「人間と社会」を含む。) ○ 総合的な探究の時間及び特別活動 ○ 産業社会と人間

(2) 教育課程届の提出

通級による指導を実施する場合は、次のとおり、特別の教育課程の編成等が必要です。

ア 特別の教育課程届(新たに編成)

- ・別紙12—1「令和 年度通級による指導生徒一覧」
- ・別紙12—2「令和 年度教育課程について(届)」(※)

※ 生徒ごとに編成する必要があります。

通級による指導は、一人一人の生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために行います。指導の対象となる生徒一人一人の障害の状況、程度や表出の仕方等は異なり、在籍学級における環境もそれぞれであることから、特別の教育課程届に記載する「障害の状態」「指導目標」「指導の基本方針」「主な指導内容」については、複数名で同じ記載になる性質のものではありません。

なお、文書番号については、個々の番号で起案し、枝番としないでください。

イ 通常の教育課程届(全体の届に記述)

- ・様式1の2「4指導の重点(1)各教科・科目の指導」
⇒ 「自立活動」の目標や内容、指導等について記述します。
- ・様式2の2(該当学年分)
⇒ 「総合的な探究の時間」の次に「自立活動」の欄を設け、単位数を記入します。

通級による指導では、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導として、特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容(6区分27項目)を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行います。通級による指導は、一人一人の生徒の障害に応じて行うため、生徒の実態を把握し、課題を明確にした上で作成する学校生活支援カード(個別指導計画)に基づき実施します。

通常の教科指導との大きな違いは、具体的な指導内容があらかじめ学習指導要領に定められていないということです。生徒の実態や教育的ニーズに応じて、指導内容を検討していくことが重要です。なお、単なる各教科指導での遅れを補充するための指導とはならないよう留意する必要があります。

【参考：高等学校学習指導要領（平成 30 年文部科学省告示）第 1 章総則第 5 款 2（1）イ より】

障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合には、学校教育法施行規則 129 条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第 6 章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図る等、教師間の連携に努めるものとする。

支援を必要とする生徒は、その障害によって学習場面や日常生活において様々なつまずきや困難が生じるため、通級による指導を受ける生徒が複数いたとしても、一律の目標や内容を設定しては、十分とは言えません。一人一人の生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために行う指導が自立活動です。

生徒の実態は様々です。生徒の障害の状態や発達段階に応じて、必要な項目を「6 区分 27 項目」（次ページの一覧）から選定します。個々の生徒の指導目標や指導内容がそれぞれ異なることから、自立活動は「オーダーメイドの指導」と言われています。

【自立活動の内容(6区分27項目)】

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

(3) 自立活動の指導の計画作成について

高等学校学習指導要領に「通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」と示されています。このため、通級による指導を受ける生徒には「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」と「学校生活支援カード(個別指導計画)」を作成・活用する必要があります。特にこの学校生活支援カード(個別指導計画)の中核になるのが、自立活動です。

なお、後期中等教育段階での自立活動は、「特別支援学習指導要領特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)」(平成30年3月)に準ずることとなっています。

自立活動の指導計画作成は、おおむね以下の段階に沿って行っていきます。このような段階が必要なのは、問題視する行動にのみ注目するのではなく、生徒を全体的に捉えるとともに、生徒の長所等も生かすことで、指導効果を高める等のためです。

【段階①:実態把握】

・障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所や良さ、課題等について情報収集します

※ 生徒の困難なことのみ注目するのではなく、長所や得意としていることにも着目することが大切です。

・収集した情報を自立活動の区分に即して整理します

※ 生徒の全体像を捉えるために、自立活動の6区分 27 項目に即して、収集した情報を整理します。

・区分に即して整理した上で、それぞれの情報を学習上・生活上の視点から更に整理します

※ これまでの学習の様子等から、学習上又は生活上の困難だけでなく、すでにできること、支援があればできること等について、更に情報を整理します。

・整理した情報について、何年後の姿を想定して指導に当たるのかを検討します。

参考 実態把握の具体例

《障害の状態等に関する情報》

- ・教科学習の内容はおおむね理解できているが、聞き漏らすことがあり、また、文章の解釈が独特である。
- ・思ったことを頓着せずに話してしまうので、言い争いになり、後悔していることがある。
- ・他の生徒と興味・関心の対象が異なり、会話が続かず一人であることが多い。
- ・情報機器の使用に関する知識が豊富で、インターネット等を介しての同好の知り合いは多い。

《自立活動の区分に即しての整理》

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	人間関係での失敗から、自己肯定感が低い	相手の心中を推し量ることが苦手である	聴覚よりも視覚から情報を得ることの方が得意である		インターネット等を介してのコミュニケーションの方が得意である

《学習上・生活上の視点からの整理》

- ・自己肯定感が低いのは、主に相手の心中を適切に推し量れないことによる失敗体験による。
- ・インターネットを介する等、ICT 機器を活用した間接的なコミュニケーションであれば人間関係を形成しやすくなる。

《何年後の姿を想定して指導に当たるのかの検討》

- ・高校卒業までに、好ましいコミュニケーションの取り方を身に付け、自己肯定感を高めていく必要がある。

【段階②:指導すべき課題の整理】

・実態把握での整理をもとに指導の対象とする課題を抽出します

・抽出した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を絞り込みます

- ※ 各課題について、「Aという課題が、Bという課題の原因になっている」や「2つの課題が影響し合っている」「長所が生かされると、この課題は目立たなくなる」等の観点から、中心的な課題を絞り込みます。

参考 指導すべき課題の整理の具体例

《指導の対象とする課題の抽出》

- ・その場の状況や他の人の言動により、人はどのような感情をもつことが多いのか理解が難しい。
- ・思ったことをすぐに話してしまい、自分では途中で自制することが難しい。

《課題同士の関連の整理と中心的課題の絞り込み》

- ・思ったことをその場で発言すると失敗する傾向にあるが、一旦、ICT 機器等を使用して発言内容を整理することにより、好ましい発言となることが期待できる。
- ・また、教科学習の内容はおおむね理解できていることから、他者の心中を論理的に推測する力を高められるものと期待できる。
- ・これらにより、心中理解の困難の軽減が図られることが期待できる。

【段階③:指導目標の提示】

・指導すべき課題の整理に基づき指導目標を設定します

- ※ 学年等の長期的な指導目標とともに、当面の短期的な指導目標を設定します。

参考 指導目標の提示の具体例

《指導目標の設定》

- ・思ったことをすぐに話すのではなく、論理的に相手の感情等を推測し、発言内容を ICT 機器等の使用により整理してから話すことができるようになり、良好な人間関係が築ける。

【段階④:具体的な指導内容の設定】

・指導目標を達成するために必要な項目を選定します。

- ※ 指導目標を達成するために、自立活動の6区分 27 項目から該当する項目を選定します。

・項目と項目を関連付けます。

- ※ 段階②で絞り込んだ中心的な課題に関連する項目を中核に、やはり段階②での課題同士の関連付けを振り返り、「指導目標を達成するために、どの項目を関連付けて指導するか」等の検討を行います。

・具体的な指導内容を設定します。

- ※ 中核的な項目とそれに関連する項目を踏まえ、具体的な指導内容を設定します。その際、「主体的に取り組める」「改善・克服の意欲を喚起する」「発達の進んでいる側面を更に伸ばす」「自ら環境と関わり合う」「自ら環境を整える」「自己選択・自己決定を促す」「自立活動を学ぶことの意義について考える」といった指導となるよう配慮します。

参考 具体的な指導内容の設定の具体例

《指導目標を達成するために必要な項目の選定》

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	(1)情緒の安定に関すること。	(2)他者の意図や感情の理解に関すること。 (3)自己の理解と行動の調整に関すること。	(2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。		(2)言語の受容と表出に関すること。 (3)言語の形成と活用に関すること。

《項目と項目の関連付け》

- ・<思ったことをすぐに話さないでいられるように> 「心理的な安定」(1)と「人間関係の形成」(3)とを関連付けて指導内容を設定する。
- ・<論理的に相手の感情を推察できるように> 「人間関係の形成」(2)と「コミュニケーション」(2)とを関連付けて指導内容を設定する。
- ・<発言内容を ICT 機器等の使用により整理してから話すことができるように> 「人間関係の形成」(2)と「環境の把握」(2)、「コミュニケーション」(3)とを関連付けて指導内容を設定する。

《具体的な指導内容の設定》

- ・<思ったことをすぐに話さないでいられるように> 会話であれば、まずはメモを取る等の動作を加え、反論せずに相手の話を最後まで聞けるようになる。
- ・<論理的に相手の感情を推察できるように> メモの内容等を題材に、一般的に人はどのような状況でどのような感情を抱くのかを推測する。
- ・<発言内容を ICT 機器等の使用により整理してから話すことができるように> 「マインドマップ」のソフトウェア等を活用し、想定した他者の感情や自分自身の考え等を整理し、発言内容をまとめる。

(4) 学校生活支援シート(個別の教育支援計画)と学校生活支援カード(個別指導計画)

ア 学校生活支援シート(個別の教育支援計画)

学校生活支援シート(個別の教育支援計画)については、高等学校学習指導要領解説総則編に「平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における生徒の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。」と示されています。

支援を必要とする生徒に対しては、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携しながら、長期的な視点で支援を行っていくことが大切です。学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を作成することによって、学校関係者だけでなく、保護者や関係機関とも生徒に関する情報共有を行うことができるとともに、生徒に関わる各関係機関の役割を明確にすることができます。また、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を進学先や就職先へ引き継ぐことによって、生徒に対して継続した支援を行うことができます。

また、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)に記載される学校の役割を果たすため、指導内容に関する事項は学校生活支援カード(個別指導計画)に反映することになります。したがって、作成に際しては、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)と学校生活支援カード(個別指導計画)を一体のものとして捉えておくことが重要です。

なお、多くの関係者が関与するので、保護者の同意を事前に得る等、個人情報の取扱いには十分留意する必要があります。

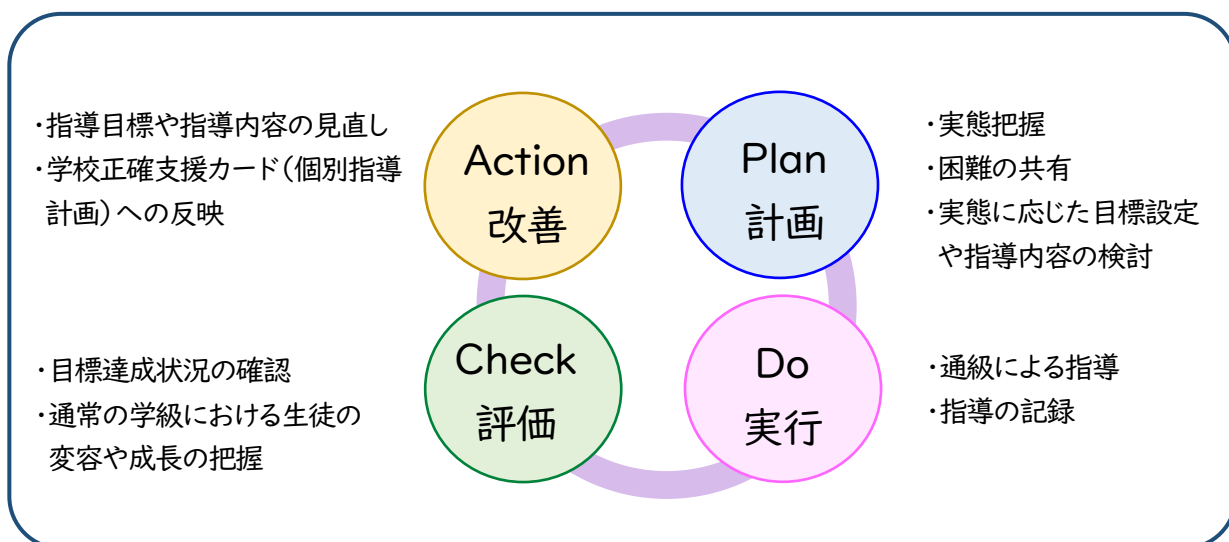
イ 学校生活支援カード(個別指導計画)

学校生活支援カード(個別指導計画)については、高等学校学習指導要領解説総則編に「個別指導計画は、個々の生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある生徒等一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。」と示されています。

学校生活支援カード(個別指導計画)には、生徒や保護者の願い、指導目標、指導内容、指導の評価、次年度への課題等を記載します。また、指導目標、指導内容については、自立活動の指導目標、指導内容を踏まえたものになっていることが重要です。さらに、学校生活支援カード(個別指導計画)をもとに、指導の経過の共有や、生徒に対する計画的・継続的な指導につなげることに活用していきます。

通級による指導に係る単位の修得の認定は、学校生活支援カード(個別指導計画)に記載される評価によって行われます。また、学校生活支援カード(個別指導計画)の写しを、指導要録の様式に添付することで指導要録への記入に替えることができます。

学校生活支援カード(個別指導計画)を作成し、その計画に基づき通級による指導を行います。作成後は、設定した指導目標や指導内容について、3か月又は学期ごとに振り返り(評価)、適宜見直しや改善を図る必要があります。



学校生活支援シート(個別の教育支援計画)及び学校生活支援カード(個別指導計画)は、それぞれ深く関連するものです。通級による指導で行う自立活動の指導が、現在や将来、生徒が学校・家庭・地域での生活で抱える困難の改善・克服につながっているかという視点が重要となります。した

がって、学校生活支援カード(個別指導計画)の評価については、学校の中だけでなく、家庭・地域生活での困難の改善・克服の状況も踏まえる必要があります。

(5) 単位の修得の認定

通級による指導の単位の認定については、高等学校学習指導要領に「学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。」と示されています。

また、同様に、「学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始する等、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。」と示されています。

単位の認定については、学校生活支援カード(個別指導計画)に設定された指導目標に基づき、1単位として計算する標準の単位時間(35単位時間)の通級による指導を受けた場合に1単位の履修が認定され、その指導目標が達成されたと校長が判断した場合には、単位の修得が認定されます。

なお、通級による指導はどの年次においても開始できますが、高等学校学習指導要領には「年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする」と示されています。

【履修の例】

	1年次	2年次	3年次
①1年間で1単位履修		← 35単位時間 →	
②1年間で2単位履修		← 70単位時間 →	
③2年間で1単位履修	← 35単位時間 →		

※ 上記はあくまで例となります。教育課程編成の際に、所管の学校経営支援センター又は指導部高等学校教育指導課へ個別に御相談ください。

指導が十分でなかった生徒の履修や単位修得の取扱いについては、原則として指導の延長等について検討し、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を継続することが望ましいと言えます。

また、学校生活支援カード(個別指導計画)に基づいて通級による指導を履修した場合であっても、その成果が指導目標からみて満足できるものと認められない場合には、単位の修得を認定することができません。

こうしたことから、学校生活支援カード(個別指導計画)の作成(指導目標の設定)に当たっては、生徒が卒業する時期等も勘案する等、十分に検討する必要があります。

なお、年度途中で生徒が転学・退学する場合については、指導期間が十分に確保できなければ、単位の修得を認定することは難しいと考えられます。

(6) 指導要録、調査書、通知表への記載

ア 指導要録

通級による指導を実施し、単位認定を行った場合には、指導要録の様式1(学籍に関する記録)裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な探究の時間の次に、自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記入します。また、様式2(指導に関する記録)の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄には、通級による指導の単位数、指導期間、指導の内容や結果等を端的に記入します。

生徒の学校生活支援カード(個別指導計画)に、上記内容が記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって、指導要録への記入に替えることも可能です。

なお、指導要録への記載にあたっては、学校の管理職、通級による指導を担当する教員、特別支援教育コーディネーター等の関係者で、生徒に関する情報を十分共有して検討することが求められます。

【参考:小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善について(平成31年3月29日付30文科初第1845号)】

イ 調査書

例年、文部科学省が発出している大学入学者選抜実施要項に関する通知の中で、「自立活動」の調査書における記載方法が示されています。

通級による指導は、生徒及び保護者がその指導を受けることを希望していることが前提になりますが、単位認定とその扱い、上記の指導要録及び調査書への記載のことも含め、生徒及び保護者に対して丁寧な説明を行うことが重要です。

ウ 通知表

通知表は、生徒・保護者に学習等の指導計画に基づいた学期等の取組内容を伝える性質のもので、したがって、通級による指導についても指導要録への記載事項に基づいて、一定期間に実施した指導の状況等を、通知表等により、生徒・保護者等へ伝えることが必要です。その際、通知表においては、備考欄を活用することが考えられます。

4 通級による指導の開始に向けた手続の流れ

都立高校で通級による指導を行う際には、所管の学校経営支援センターと相談しながら手続を進めてください。

通級による指導を検討するためには、日頃の行動観察や生徒、保護者との情報交換等を綿密に行う必要があります。その上で、通級による指導が学校として必要と考えられる場合には、以下の手順を踏んでいただく必要があります。

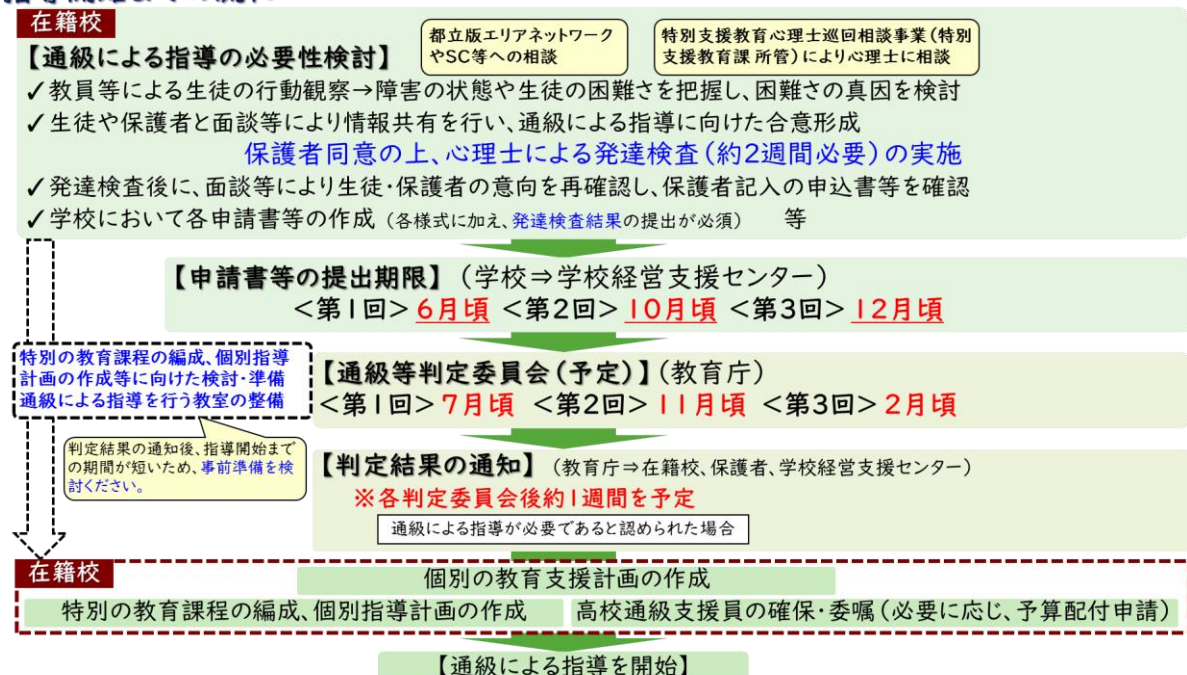
通級による指導を実施するためには、学校において通級による指導が必要と判断した後、生徒、保護者、学校で指導の必要性についての合意形成を図った上で、心理士による発達検査を実施します（発達検査には手続や結果の分析等で2週間程度の時間を要します。心理士の手配等も含め早めに対応することが必要です。）。なお、すでに公的機関や医療機関で実施した発達検査がある場合は、その検査結果を使用できることがあります。検査結果を踏まえ、改めて校内の委員会等で、通級による指導を実施するかどうかの検討を行います。生徒、保護者の指導を受けることについて、改めて意思を確認した上で、学校が申請に必要な書類を作成し、所管の学校経営支援センターを通じて都教育委員会に申請します。申請書の中身について確認（約1カ月程度）した上で、都教育委員会が設置する、教育学、医学、心理学の専門家等を交えた判定委員会での審議を経て、通級による指導により困難が改善されるかどうかの視点により総合的に適否を判定します。

判定委員会は、年に3回実施されます。生徒の行動観察等から得られた気付き等を基に、判定委員会に向けて準備を進めてください。

なお、都立高校での生徒の状態を確実に把握した上で、通級による指導を行うかどうかを、学校として決定する必要があることから、入学後すぐに通級による指導は実施できません。

通級による指導までの大まかな流れについて、下に示しますので御確認ください。

指導開始までの流れ



第5 通級による指導の実際

1 通級による指導

発達障害のある生徒は、日頃の生活において何らかの課題を抱えていることが考えられます。しかしながら、通常の学級での配慮や授業の工夫等により、困難を軽減し、生徒が自ら対応力を身に付ける例もあります。通級による指導は、特別な指導により生徒の困難の背景にある課題に直接的に対応する能力を身に付けさせることで、生徒の学習上及び生活上の困難を軽減させ、自立する力を高めて卒業できるようにすることを目的に行います。

また、通常の授業に加え、通級による指導を受けることになるため、生徒にとっては学校生活での負担が増すことが考えられます。生徒のことを第一に考えれば、通級による指導を的確かつ早期に終了させ、通常の学級での支援や授業での配慮で対応できるようにすることが大変重要です。

そのため、心理士等の専門家の意見を踏まえ、校内関係者で生徒の困難や表出しているつまずきの原因を特定し、その原因に基づき最も的確で効果的な指導を検討することが極めて重要です。また、校内での検討結果を踏まえ、慎重かつ総合的に判定する必要があることから、都教育委員会は、教育学、医学、心理学の専門家を交えて適否を決定しています。

学校では、都教育委員会が、通級による指導では、その生徒の困難の改善が見込めないと判定した場合に備え、学校としてどのように対応するのかを、事前にしっかりと検討しておくことも重要です。所管の学校経営支援センターとも連携し、生徒のために何が必要か、生徒やその保護者が求めていることは何か等を真剣に考え、事前に議論しておくことが重要です。

なお、先述のとおり、都立高校における通級による指導は、学校の教員が、都教育委員会と連携協定を締結している連携事業者の高校通級支援員とともにチーム・ティーチングにより実施します（学校が独自に専門人材を委嘱することも可能です）。

都立高校等における「通級による指導」

生徒一人一人の障害の状態や発達の段階等に即した指導目標を設定して、障害による学習・生活上の困難を改善・克服することを目的とした指導を行います。

指導内容が同様で曜日や時間の都合が合う生徒が複数いる場合は、一緒に授業を受ける場合もあります。

高校の先生

高校の先生と、特別支援教育の経験のある高校通級支援員がチームティーチングの形式で指導を実施します。

生徒

高校通級支援員

- ・学校と民間企業間で委嘱契約し、当該企業から派遣される、指導経験のある者
- ・授業内容の提案、準備、記録、授業でのT2等を通じて、通級による指導全般を支援



2 連携事業者の支援員を活用した通級による指導

都教育委員会は、都立高校が円滑かつ適切に通級による指導を実施できるよう、事前の審査を経た事業者と連携協定を締結し、その事業者を通じて、ノウハウや指導経験等の専門性をもった外部人材を紹介できる制度を構築しています。

令和6年2月現在、都教育委員会が連携協定を締結している事業者は以下の5団体(※)です。

※のうち、3団体は令和3年2月に、2団体は令和5年12月に連携協定を締結

事業者名	株式会社Grow-S	特定非営利活動法人 星槎教育研究所	TASUC株式会社
代表者名	代表取締役 伊庭 葉子	理事長 高田 美香	代表取締役 齊藤 宇開
ホームページ	https://grow-s.com/ https://www.sakuranbo-class.com	https://edunpo.seisa.ac.jp/	https://tasuc.com/
担当者名① ・連絡先	本社 047-325-3041	高田 美香 03-5225-6245 m_takada@seisa.ed.jp	綱川 貴 042-505-9940 takashi@tasuc.com
担当者名② ・連絡先	教育事業部 濱野 080-7178-0980 t_hamano@sakuranbo-class.com	山下 峻 042-661-6092 s_yamashita@seisa.ed.jp	増子 拓真 042-505-9940 takuma@tasuc.com
主な実績 注:あくまで事業者の取組であり、通級では自立活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 学習塾「さくらんぼ教室」の運営(首都圏14教室/訪問型指導教室1教室)【生徒数3,000人】 「コミュニケーション アシスト講座」の受託(2016~) 複数の都立高等学校で「ソーシャル・スキル・トレーニング」授業や教員研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後等デイ、児童発達支援事業の実施 保育園及び小・中・高校で教員向け研修やソーシャル・スキル・トレーニングの出張授業を実施 発達に係る相談支援、発達検査や学習支援等を実施する教育支援センター(独自事業)を運営 	<ul style="list-style-type: none"> 学習塾「たすく教室」の運営(国内10教室) 放課後等デイ、児童発達支援事業、就労移行支援事業の実施 都立特別支援学校に外部専門家として人材を派遣(令和4年度実績:13校)
連携にあたり、教育庁が特に優れていると判断した内容	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の困難を把握できるアセスメントアプリ 生徒の特性・課題に応じた教材(150種類以上) 事業者としてより一層地域や学校と連携するために組織改編し体制を強化するとともに、守秘義務と個人情報取扱いについて定期的に研修実施 自己理解等を深めるために活用できる「高校生のための手帳」配布 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害や発達検査に係る知識理解、具体的な指導内容等に関する研修を実施(年間15時間) 分野別指導プログラムや教材バンクを構築(星槎グループで活用)しており、必要に応じて星槎大学からのスーパーバイズを受けることが可能 学校からの推薦依頼があれば、星槎グループとして可能な限り人材を確保する意向 	<ul style="list-style-type: none"> 「たすくメソッド」(事業者が独自に研究開発を行い、体系的に整理した方法論)に基づき、具体的な手立てや教材等に関して提案可能 授業やアセスメントの記録動画に基づき、課題分析や支援方法等について専門家等の前でプレゼンする等の事業者独自のライセンス制度を構築 子供の実態を点数化する指標J☆sKepを活用

事業者名	株式会社 Kaien (教育事業部ティーンズ)	ストレスケア東京上野駅前クリ ニック
代表者名	代表取締役 鈴木 慶太	院長 細川 大雅
ホーム ページ	https://www.teensmoon.com/	https://tokyoueno.com
担当者名	高橋 舟	櫻木 英里咲
① ・連絡先	050-2018-2842 teens@teensmoon.com	03-6873-5911 070-3793-8381 tsukyu@tokyoueno.com
担当者名		細川 大雅(院長)
② ・連絡先		03-3842-7730 stresscare@tokyoueno.com
主な実績 注:あくまで 事業者の 取組であ り、通級 では自立 活動を行 います。	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイ、就労移行支援事業等の実施 ・精神的に不安定な中高生を対象に、生活リズムチェック・カウンセリング等のメンタルケアを実施 ・夏休み等の長期休業期間に共通の困りごとがある仲間とともに自己理解を深めるプログラム「じぶん研究講座」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関として認知行動療法による個別カウンセリングや集団療法を実施 ・都立学校における専門医派遣事業に参加し、都立高校への医師派遣実績あり ・高校での通級による指導に活用可能な教材・カリキュラムを開発
連携にあたり、教育庁が特に優れていると判断した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・進路選択支援や自己理解支援等、将来の自立に向けた自己決定を促すための独自ノウハウ ・発達障害のある生徒の3つのニーズ(学習、生活、将来の就職・自立)に応えるための様々なサービス・プログラム ・200種類以上のライフスキル講座の動画やスモールステップの独自教材 	<ul style="list-style-type: none"> ・都立高校での通級による指導での支援を担う「教育支援部」と発達障害診療を担う「診療部」の緊密な連携体制 ・通級による指導で活用可能な教材等が提供できることに加え、「自立活動」の考えに基づく生徒一人一人に合わせた支援実施 ・児童相談所や保健所等の公的機関との連携実績

なお、連携事業者を活用せず、学校独自に高校通級支援員を委嘱することも、高校通級支援員に委嘱せず、都立高校の教員だけで指導を実施することも可能です。したがって、通級による指導を申請する段階には、高校通級支援員の委嘱を行うか、連携事業者を活用するのか、活用するのであればどの事業者を活用するのか等を検討しておくことが有効です。

次ページ以降に、実際に連携事業者の高校通級支援員を活用した事例を、連携事業者ごとに2例ずつ示しました(※)ので、参考にしてください。

※ 令和3年2月に連携協定を締結した3団体のみ、事例を掲載

校内の支援体制が整い本人の意欲が向上、進路決定に結び付いた事例

～提出物の管理や、読み・書きが苦手な生徒の指導～

1. プロフィール

高校3年生 主な障害種や特性:注意欠陥多動性障害、学習障害 4月以降に指導を開始



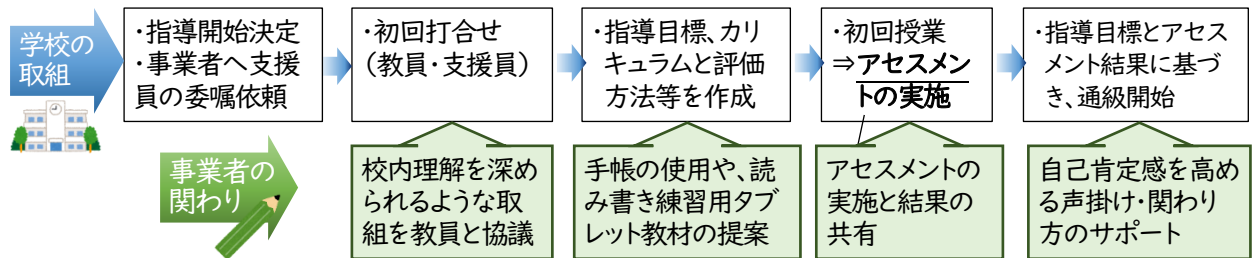
(生徒が感じる困難)

計画を立てることや行動の切り替えが苦手で、やるべきことに取り組めない。
読み書きが苦手で、
長文は内容が頭に入りにくい。

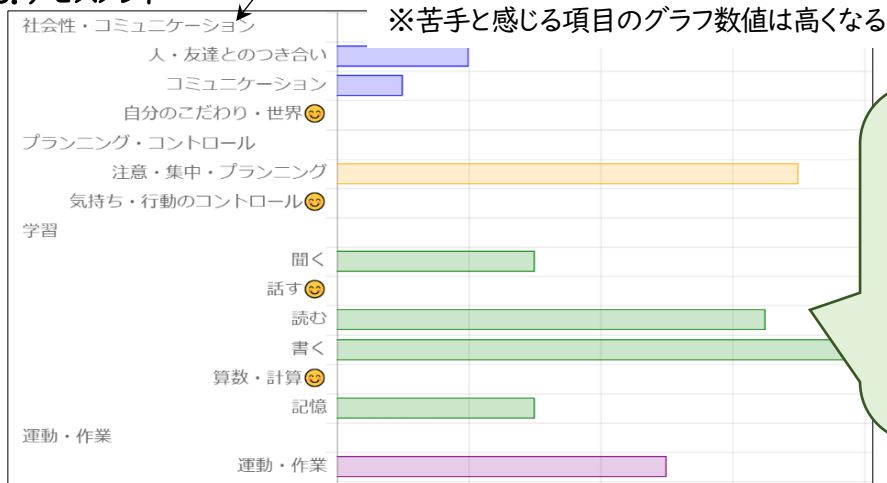
(教員から見た生徒の様子)

提出物を期日までにさせない。読み書きに時間がかかり、ノートが取れない。
PCの使用等も薦めてみたが、支援を受けることそのものに抵抗感がある様子

2. 指導開始まで

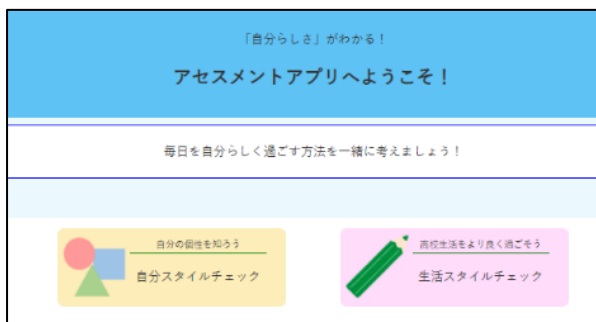


3. アセスメント



(アセスメント結果より)

- ・集中することが苦手
- ・物事を計画的に進めることが苦手
- ・読み、書きが苦手
- ・運動・作業が苦手
- ・自分のことが好きではない



質問に答えながら生徒自身が自分の得意・苦手を知って自己理解を深められる「アセスメントアプリ」(株)Grow-S)

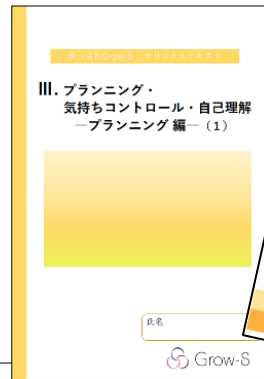
4. 指導内容・方法

指導方法・指導時間／週 | 単位時間の個別指導(生徒・教員・支援員)

内容／プランニング・読み書き・自己理解

指導目標／
自身の苦手を理解してプランニングや読み書きの困難の改善につながる具体的なツールや方法を見つけ、実践できるようにする。

実際に使用している
テキスト→
(株)Grow-S



★やってみよう★

A君の予定に、優先順位をつけてみよう！

今日は金曜日。来週の水曜までに、英語のワークを提出しなきゃいけないんだっ！

数学の問題集は、火曜日の朝に〇〇先生に提出しないと…。



月曜日は日本史のノート提出だ…。友達から借りたノートで、まだ写せていないところがあるな！

国語の小テストが木曜日にあるから、その前にノートを見返しておこう！

↑
「高校生活応援手帳」
(株)Grow-S

5. 指導の実際(ある日の指導・例)

(授業担当者⇒◎/見学・アドバイス⇒○)

	時間	内容	担当 教員	支援員	その他
事前協議	30分	・情報共有と指導目標・評価を確認	◎	◎	(必要に応じて担任や養護教諭等)
指導・支援開始					
先週の振り返り／ 本時の目標確認	10分	・先週の内容の振り返り ・「高校生活応援手帳」を見返しながら、1週間を振り返る。 ・本時の内容と目標の確認	◎	○	
本時の内容:プランニング	30分	プランニングスキル「優先順位の立て方」 ・やるべきことが複数あった場合、何を優先したらよいか実際の学校生活を想定して考え、決定できるようにする。 ・高校生活の提出物をリスト化し、優先順位をつける。 ★各教科の配布物をタブレットで撮影し、拡大して読み取れるように画像で保存 ★書きに負担があるため、リスト化にはタブレットを活用	◎	○	 
まとめ	10分	・本時の内容を振り返り、実践のための目標を考える。	◎	○	

指導・支援終了					
事後協議	30分	・進め方の振り返りを行い、次回の指導についての確認	◎	◎	(必要に応じて担任や養護教諭等)
記録	30分	・指導記録の作成	(分担して作成)		

6. 指導・支援のポイント(学校と事業者の役割)

(教員が通級を進める際の指導・支援のポイント・役割)

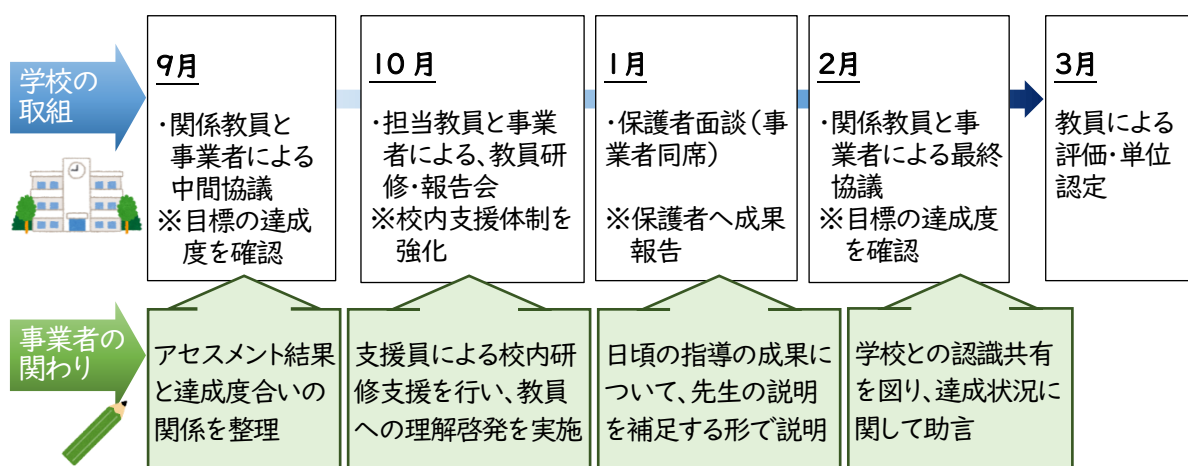
- ・テスト計画や提出物の管理についてテキストやツールを活用して「見える化」。教科担当教員とも本人の困難感を共有し協力体制を整えて支援、校内の成功体験につなげる。
- ・読み書きが必要な場面でタブレットを活用できるようにし、授業でも活用できるようにする。



(連携事業者による指導・支援のポイント・役割)

- ・自己管理ツールの提供と活用方法のアドバイス、進捗状況に応じた支援
- ・ツールを活用し、本人の特性について教員も本人自身も理解を深められるようにする。生徒への自己肯定感を高める声かけ、校内でできる支援方法のアドバイス
- ・読み書き練習のタブレット教材の提供と本人に合わせた効果的な指導法のアドバイス

7. 指導開始後の協議・連携等



8. 指導を受けて得られた生徒の変化や成長、今後の課題等

生徒の変化や成長

(通級による指導内で見られた本人の変化)

- ・自分に合った方法を受け入れ、タブレット等を活用しながら読み書きの活動・プランニングに取り組めるようになった。

(学級内で見られた本人の変化)

- ・授業内でタブレットを活用してノートテイクができるようになった。提出物管理も継続して練習し、自己管理によりおおむね提出できるようになった。
- ・学業に前向きになったこと、提出物が出せるようになったことで成績向上にもつながり、大学に合格することができた。
- ・困ったときに生徒自ら教員に相談する機会が増えた。

今後の課題

(卒業後に向けた課題)

- ・大学入学後も、支援が必要な場合に支援につながるよう、自ら相談できるようになるよう指導してきたので、引き続き、通級による指導の成果を卒業後も発揮してほしいと考えている。



(生徒の声)

優先順位の決め方がわかって、提出物が出せるようになりました。先生方に相談しやすくなりました。

(教員の声)

生徒の困難を理解できたことで、他の教員からの協力を得られやすくなりました。声をかける教員が増え、本人も前向きになれたようです。

(支援員より)

通級による指導の取組を校内全体での理解や支援につなげていただくことができ、生徒自身の自己肯定感も高まり、高い効果があったと感じます。




オンラインも活用し教員と支援員が連携して通級による指導を行い、 高校生活が安定した事例

～コミュニケーションと気持ちのコントロールが苦手な生徒の指導～

1. プロフィール

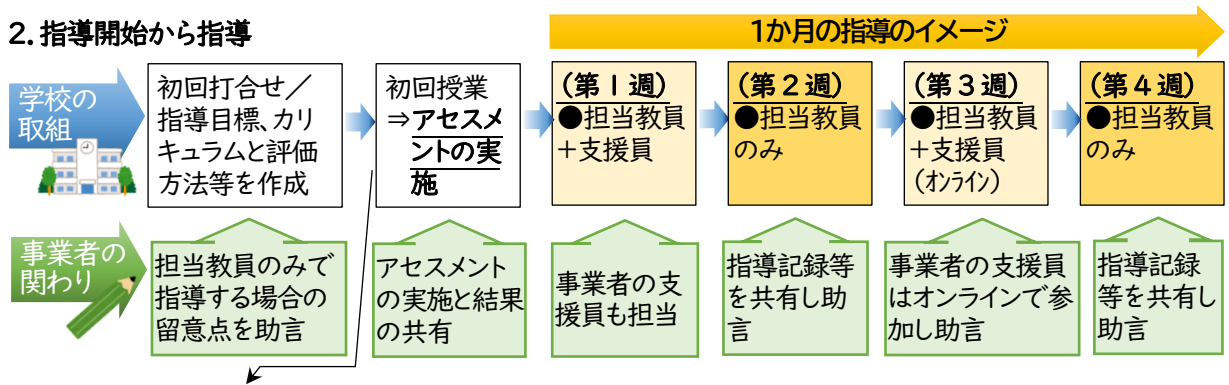
高校1年生 主な障害種や特性:自閉症 9月以降に指導開始



(生徒が感じる困難)
同級生と共通の話題が見つからず、うまく関われない。
物事をネガティブに捉えがちで、時々自分を傷つけてしまう。

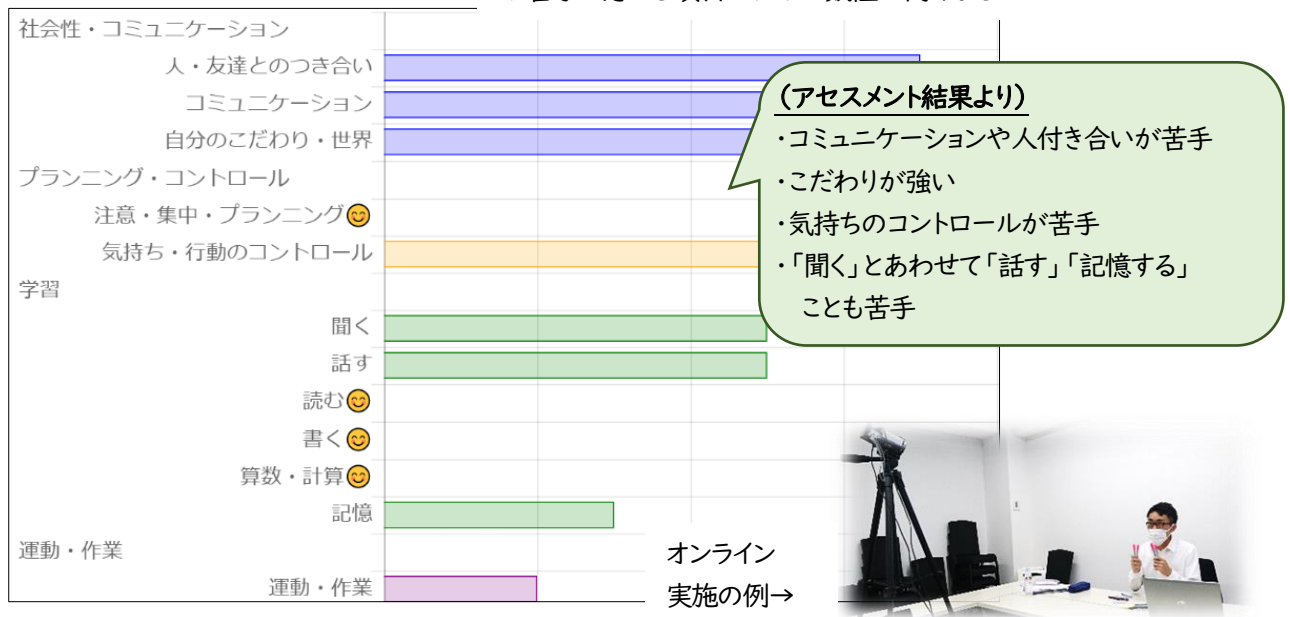
(教員から見た生徒の様子)
同級生とのグループ活動が苦手で、休み時間も一人で過ごす。不安が強く、心配事があると体調不良を訴え、学校を休むことがある。聞き取りの苦手さがある。

2. 指導開始から指導



3. アセスメント

※苦手と感じる項目のグラフ数値は高くなる



4. 指導内容・方法

指導方法・指導時間／週1 単位時間の個別指導（生徒・教員・支援員）

※支援員は月2回担当（うち1回はオンライン）。教員のみのお回と、教員と支援員のお回と交互に実施
内容／コミュニケーション、気持ちのコントロール、自己理解

指導目標

- 聞く・話す等の基本的なコミュニケーションスキルを身につけ、グループワーク等に参加できるようになる。
- 自分に合った気持ちのコントロール方法を見つけ、安心して過ごせるようになる。
- 安定した学校生活が送れるようになる。

実際に使用している
テキスト→
(株)Grow-S



↑
「高校生活応援手帳」
(株)Grow-S

◆話題の選び方◆

どんな話をしたいか、迷ったらまずは相手が好きなもの（こと）について質問を試みよう！ 持ち物や共通のことから話を広げるのもいいですね。

【例】

- 「ゲームが好きなんだ！ 最近のおすすめはある？」
- 「筆箱かわいいね！ どこで買ったの？」
- 「今日の小テスト、勉強してきた??」 …… など



5. 指導の実際（ある日の指導・例）

（授業担当者⇒◎／見学・アドバイス⇒○）

教員・支援員で実施する回		担当教員	支援員	その他
事前協議	30分	◎	◎	（必要に応じて担任や養護教諭等）
本時の内容：コミュニケーション	40分	◎	○ （月1）	
まとめ	10分	◎	○	
事後協議	30分	◎	◎	



教員のみで実施する回			担当教員	支援員	その他
本時の内容: 感情コントロール	40分	感情コントロール「1週間の気持ちを振り返ろう」 ・「高校生活応援手帳」を見返しながら1週間を振り返り、どんな気持ちで過ごしたか、どんなことがストレスになっていたかを言語化する。自分の気持ちや体の調子と向き合う。 ・今後ストレスを感じたときにはどのようなリラックス方法が効果的か考え、実践練習を行う。	◎	後日 情報 共有	
まとめ	10分	・校内でできるリラックス方法を考える。	◎		

6. 指導・支援のポイント(学校と事業者の役割)

(先生が通級を進める際の指導・支援のポイント・役割)

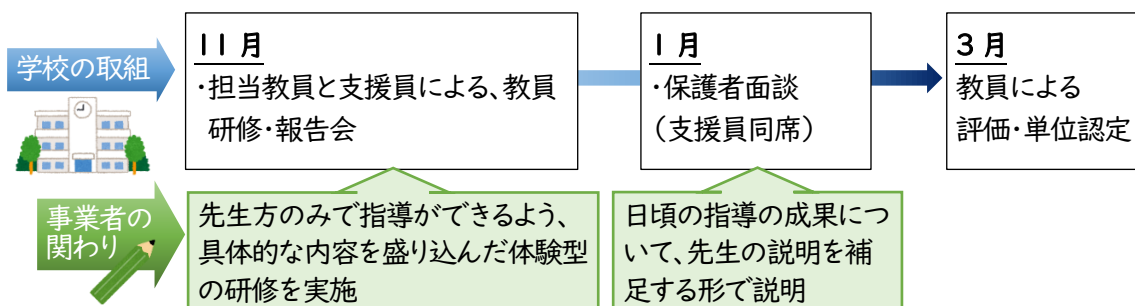
- ・コミュニケーションの基礎(聞く・話すことの基礎や実践練習、話題の選び方、少人数でのやり取りと成功体験等)を丁寧に指導・支援し、コミュニケーションスキルを向上させる。
- ・不安を軽減して、気持ちのコントロールができるようにする。
- ・何が生徒の「不安」「体調不良」につながるのかを生徒に関わる教員が理解できるようにして、協力体制を整える。

(連携事業者による指導・支援のポイント・役割)

- ・生徒のコミュニケーションスキルの現状把握と、向上につながるプログラム、教材、支援法についてアドバイス
- ・生徒の「不安」につながる要素や状況を具体的に示し、コントロール方法について提案、練習
- ・効果的な指導・支援方法についてオンラインで共有



7. 指導開始後の協議・連携等



8. 指導を受けて得られた生徒の変化や成長、今後の課題等

生徒の変化や成長

(通級による指導内で見られた本人の変化)

- ・気持ちや困り事を言語化できるようになり、自分から相談できるようになった。教員・支援員と様々なテーマで3分程度のフリートークができるようになった。
- ・「自分はダメだ」等の自己否定が減り「今日の活動では〇〇を頑張った」等できたことに目を向けられるようになった。

(学級内で見られた本人の変化)

- ・授業内でのグループワークでは自分の意見を言えるようになった。
- ・聞いて理解できなかった時に「もう一度教えてください」と自ら質問ができるようになった。
- ・不安な活動の前には担任に相談して参加の仕方を確認することができるようになったため、学校生活が安定し、欠席回数も減った。

今後の課題

(次年度に向けた課題)

- ・指導前と比べると確実に成果が出ている。
- ・今後は、指導の成果を継続していけるように支援していくことが必要



(生徒の声)

自分がどんな時に不安になりやすいのかが分かり、安心して学校に通えるようになりました。
授業中に発言できて自信ができました。

(先生の声)

支援員が入るのは隔週だったが、オンラインでアドバイスを受けられたことが心強く、我々だけでも効果的な指導・支援を継続できました。

(支援員より)

担当の先生と連携を図りながら、オンラインも活用して通級による指導を進めることができました。

先生と我々が相互に協力し、学校が、とても主体的に取り組んでいただけたことが、生徒の安心にもつながり、非常に高い効果があったと感じました。



気持ちの整理をして表現方法を考えるようになった事例

～チーム学校での対応、就職に向けてのサポート～

1. プロフィール

高校3年生 主な障害種:注意欠陥多動性障害 4月以降に指導を開始



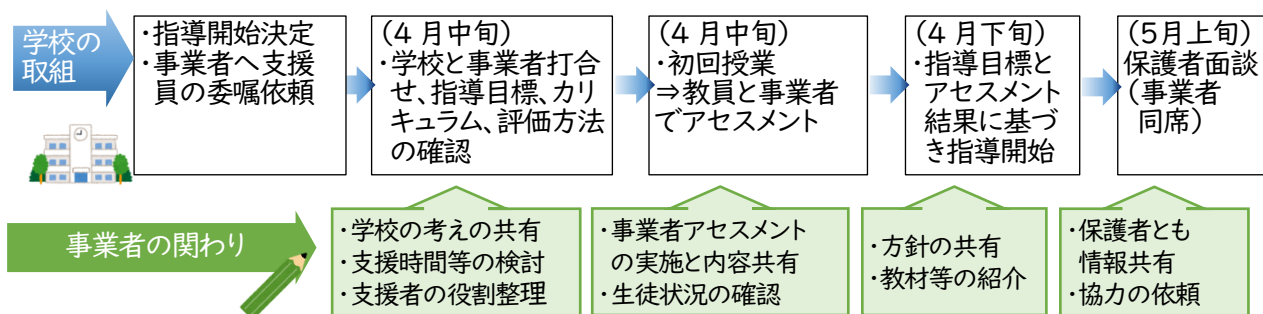
(生徒が感じる困難)

聞いただけでは理解できないことが多い。
他の生徒には分かっても自分が分からないと落ち込む。

(教員から見た生徒の様子)

漢字や英単語が覚えられない。口頭指示の理解に困難がある。納得できないと感情的に暴言が出てしまう。聞いたことを記憶しておくことが苦手(忘れ物が多い等)

2. 指導開始まで



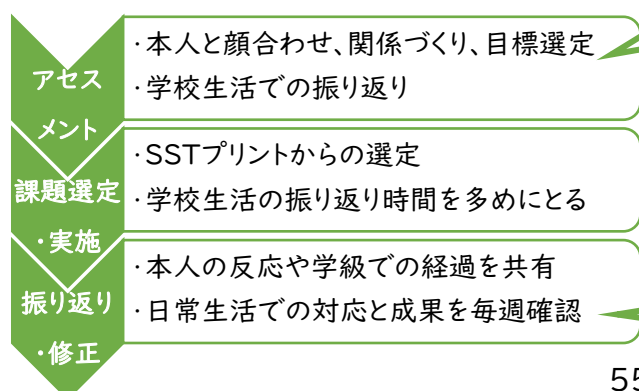
3. アセスメント

- 不安感が強く、自分はできないと思っていることが多い。自己肯定感も低い。
 - やりかたが分からないときや納得できないとイライラしてしまい、感情的になり強い言葉をぶつけてしまう。(強い言葉を使う相手を選んでいて、友人や自分で「言わない」と決めた相手には強い言葉は使わない。)
 - 聞いたことを記憶しておくことが苦手(忘れ物、学習での成果が見えづらい。)
 - 漢字や単語が覚えることが苦手、時計が読めない、計算が苦手
- (高校通級支援員は、通級担当教員、養護教諭、管理職、保護者との連携により、学校の多くの方の視点からも情報をいただいた)

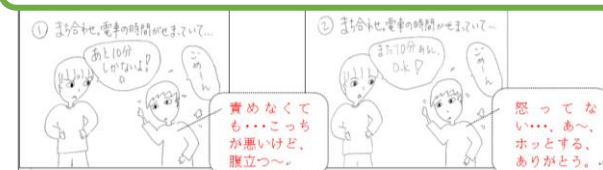
4. 指導内容・方法

指導方法・指導時間/週 1 単位時間の個別指導(生徒・教員・連携事業者の支援員)

内容/【事業者の有するメソッド】



目標:就労に向けての支援、アンガーマネジメントを身に付けさせる。より良い表現方法を考えさせる。



●①②の投げかけられた言葉にはどのような違いがあるのでしょうか?
相手を責める言い方となっているのが①、安心させる言い方となっているのが②。な

担任、通級担当教員とも連携し、学級内での変化や実際にあったことを授業の題材として活用

5. 指導の実際(ある日の指導・例)

	時間	内容	担当教員	支援員	その他
事前協議	20分	・生徒の1週間の様子についての共有 ・本日の指導内容について、内容や進め方、指導目標・評価を確認	◎	◎	(必要に応じて担任や養護教諭等)
指導・支援開始					
今週の振り返りと前回の宿題	10分	・今週あったことや、前回の学習で実践できた内容を実際に対応できたのかを確認 (何かあったときに、相手に伝わる言い方を考える。)	◎	◎	
言い方と気持ちの分析を考える	10分	・プリントを用いて学校の体験を思い出し、その時に取った行動の背景にあった気持ちを考える。	◎	◎	
他者理解を踏まえての行動方針	10分	・相手への伝え方の工夫、伝え方のレパートリーを考える(手段論を考えてみる)。 ・伝える目的の共有 (自分が何を伝えたかったのか)	◎	◎	
進路に向けた行動練習	10分	・進路に向けた言葉の選択の必要性の共有 ・日常生活での行動練習の場面設定	◎	◎	
まとめ	5分	・授業の振り返り ・今週の日常生活での実践、意識して取り組むことの共有	◎	○	
指導・支援終了					
事後協議	30分	・進行や本人の理解度について振り返りを行う ・挙げられた反省点への対応や次のステップに向けて、次回の指導方針等を協議	◎	◎	必要に応じて担任や養護教諭等
記録	30分	・指導記録の作成	(分担して作成)		

※通級担当教員と高校通級支援員で連携して、授業の流れを構築していく。

役割としては場面で切り替えながら2者での授業を進めていく形をとっていった。

敬語や丁寧な言葉遣いを知り、場合に応じて使い分ける方が、自分にとって有利に働くことを確認します。

～言葉を知る～

- ふだんの言い方を初対面の目上の人に対するときの言い方にかえてみましょう。
 - ごめんなさい→(申しわけありません) ○また来ます→(また伺いま
 - これでいい?→(これでよろしいでしょうか) ○わかったよ→(承知しまし
 - あとで言うから待って→(後でお返事いたしますのでお待ちください
 - うまかったよ、ごちそうさん!→(おいしかったです、ごちそうさまでした
 - また今度ね、よろしくね(また次の機会を楽しみにしております
- 初対面の人や目上の人に対してふさわしい言葉を使うことのメリットは何でしょう
相手の人に好印象を与えることができること、しっかりした人と思われること

～言葉の違いで生まれるもの～

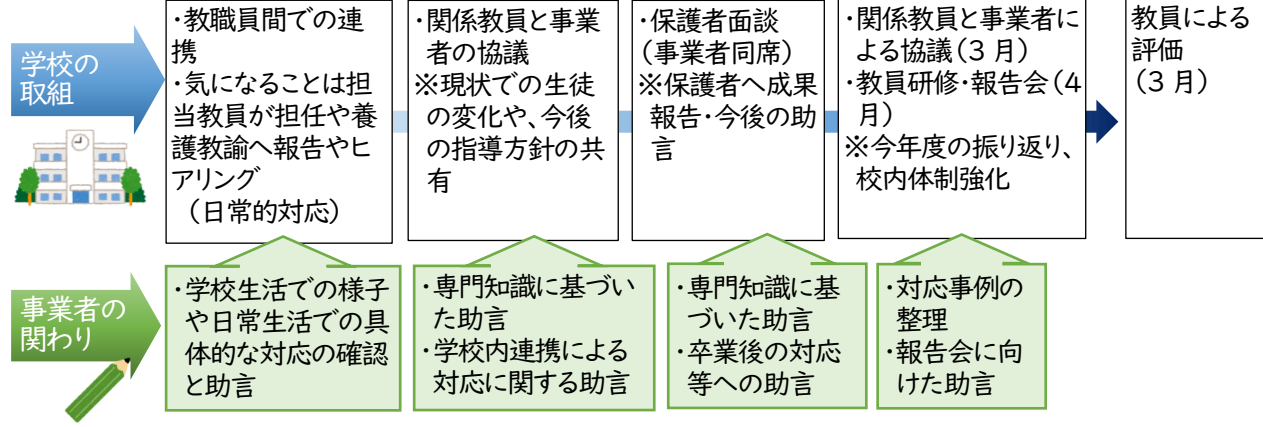
- 言葉遣いと相手との距離を考えよう。
 - ①どのような言葉遣いをすると、相手との距離が縮まりますか?
 - ②どのような言葉遣いをすると、相手との距離が遠くなりますか?
 - ③「すごく上手にできたね!」の言い方には、どのような言い方が考えられますか?
相手 [] 言い方 [] を下の表に書きましょう。例 兄弟 [] すげーじゃん!

- ・指導時間の前半では、1週間の生活について必ず確認
- ・できるだけ日常のを中心に考えていき、学校生活に生かせるように対応
- ・言葉を相手に応じて表現することは、卒業後にも必要なスキルだということを前提に指導
- ・指導終了時に、今週意識して生活してもらいたいことを目標として生徒と共有し、次の週に状況を確認した上で、支援や指導にフィードバック

6. 指導・支援のポイント(学校と事業者の役割)

<p>(教員が通級を進める際の指導・支援のポイント・役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個での会話の時間が取れる機会にもなるので、信頼関係につながるよう、生徒に合わせ関わる時間を持つ。 ・やっていることが自立につながるようになるので、問題解決していくことが、進路指導にもつながってくる。 	<p>(連携事業者による指導・支援のポイント・役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当教員や支援員への言葉が強くなるが多かったので、なぜ強くなっているのか生徒からヒアリングし、学校現場での対応の見立てを共有していく。 ・生徒が頑張っていることを共有していく。
--	--

7. 指導開始後の協議・連携等



8. 指導を受けて得られた生徒の変化や成長、今後の課題等
生徒の変化や成長

今後の課題

(通級による指導内で見られた本人の変化)

- ・自分のことを素直に話すことが多くなった。
- ・自分はできないとか、周りと比べてできていないというネガティブな発言が多かったが、自信をもった発言が増えていった。

(卒業後に向けた課題)

- ・指導の成果を卒業後も生かしていけるようにする。
- ・就職先への協力を依頼することも重要

(学級内で見られた本人の変化)

- ・感情的に話すことが減って、場面で流すことを覚えた。
- ・担当教員からも、課題が改善したという話を多くもらった。
- ・進路の準備をしていく中で、気になることを連携して対応することができた。
- ・就職も決まり、協力してくれた教員たちに感謝をしていた。



(生徒の声)

先生方からも、落ち着いたねと言ってもらっています。何をしているのか気になった時に話せる先生ができました。

(教員の声)

通級による指導を実施してよかったと思っています。生徒自身も自分で考えて行動することができるようになりました。失敗するより、やらないことのほうが良くないと考えられるようになりました。

(支援員より)

指導が進むにつれ、周りのサポートが増えて、養護教諭、担任、管理職が協力をして対応してくれたことを嬉しく思います。変化や成長を先生方が一緒に喜んで共感してくれていることが実感できます。



日常の振り返りから他者理解を考えることになった事例

～担任教員との連携による、日常生活からの学び～

1. プロフィール(生徒の困難や、その背景等について立場ごとに記入)

高校1年生 主な障害種:自閉症 9月以降に指導を開始



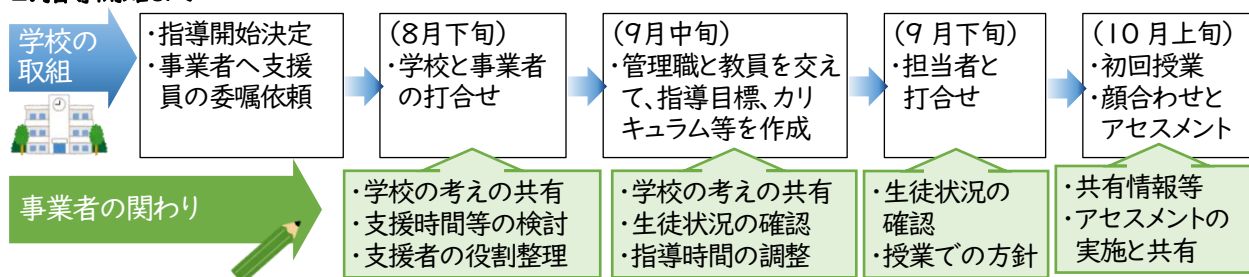
(生徒が感じる困難)

気持ちのアップダウンが気になる。しっかり、きっちりしていないと気が済まない。

(教員から見た生徒の様子)

良好な人間関係を築くことが苦手。人からアドバイスされたことを悪く捉えてしまう。物事に真面目に取り組むが、自分が興味のないことや意義を感じない事には前向きに取り組めない。

2. 指導開始まで



3. アセスメント

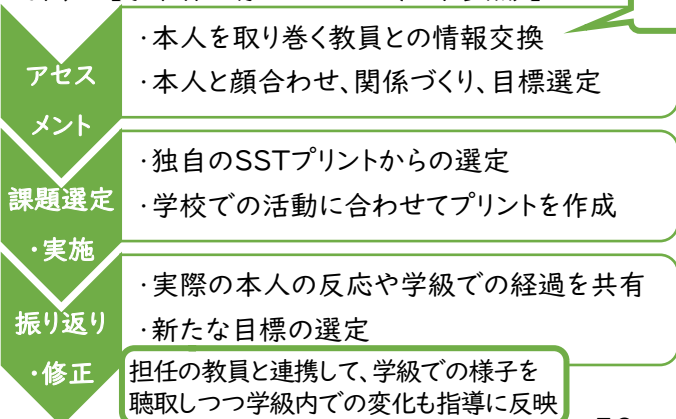
- 本人のこだわりが強く、独自のルーティンどおりでないとう学習が困難になる。そのため予習復習に時間がかかってしまい睡眠時間が短くなってしまふ。授業中で時間内にやりきれないことでストレスをかかえている。
- 自分のこだわりが通じない時にイライラしてしまったり、周囲を気にせずに行動してしまったりするため、周りの生徒が戸惑ってしまう。
- 「〇〇でないといけなない!」といった極端な思考の傾向があるため、負荷がかかり過ぎてしまふとストレスが溜まってしまふ、不安が想起され確認行動が増える。

(担任、心理士、教科担当、部活動顧問等、学校の多くの方の視点からも情報をいただいた。)

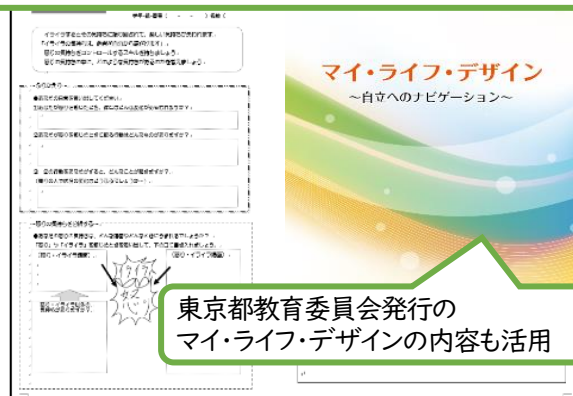
4. 指導内容・方法

指導方法・指導時間/週2 単位時間の個別指導(生徒・教員・連携事業者の支援員)

内容/【事業者の有するメソッド(以下参照)】



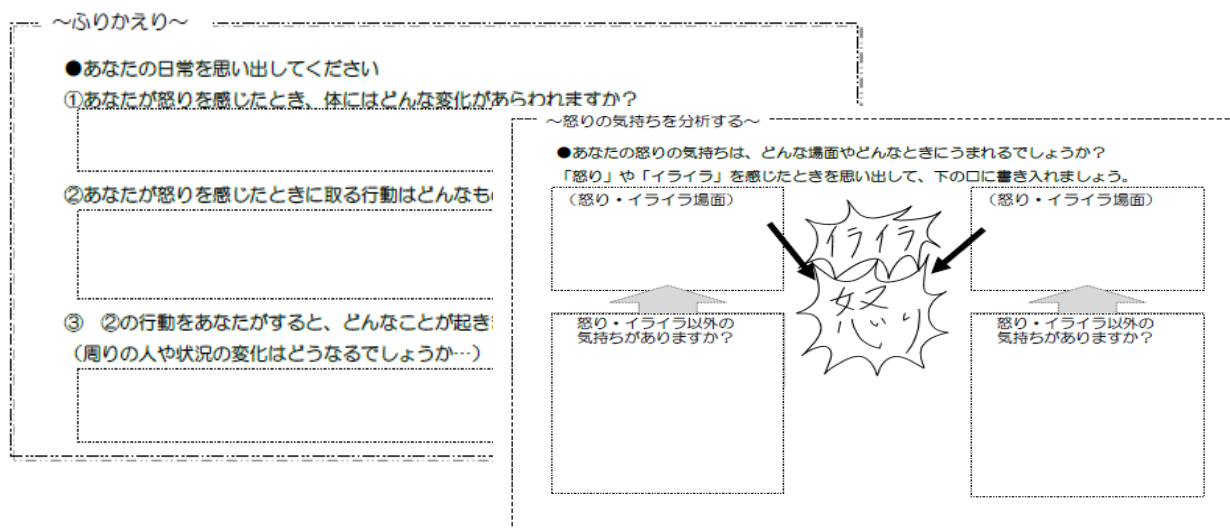
目標:長所を生かす、他者理解、アンガーマネジメント



5. 指導の実際(ある日の指導・例)

	時間	内容	担当教員	支援員	その他
事前協議	15分	・生徒の1週間の様子についての共有 ・本日の指導内容について、内容や進め方、指導目標・評価を確認	◎	◎	(必要に応じて担任や心理士等)
指導・支援開始					
前回の振り返り	7分	・先週の内容の振り返り。 ・教室内であったことや、本人が持ち出してきた内容を取り扱う。	◎	○	
怒りのエピソード	10分	・プリントを用いて過去にあった怒りの体験を思い出し、その時に取った行動を思い出す。	◎	◎	
気持ちを分析する	10分	・プリントに記入しつつ、「なぜ」イライラしたのか、怒り以外の行動はあったかを掘り下げる。	◎	◎	
怒りを分析する	10分	・怒りの中にある他の気持ちに焦点を当てつつ、イライラしていることのデメリットや気持ちを切り替える方法を考える。	◎	◎	
まとめ	8分	・本日の主題やそこにつながる方法をまとめる。 ・本人に感想を記入してもらう。	◎	○	
指導・支援終了					
事後協議	30分	・進行や本人の理解度について振り返りを実施 ・挙げられた反省点への対応や次のステップに向けて、次回の指導方針等を協議	◎	◎	必要に応じて学校関係者
記録	30分	・指導記録の作成	(分担して作成)		

※通級担当教員と高校通級支援員で連携して、授業の流れは事前内容に合わせて対応を変化させている。



- ・会話を多く取り入れながら自然な形で振り返りができるように対応
- ・できるだけ日常のことを中心に考えていき、学校生活に生かせるようにも考慮
- ・学校で活用しやすいものを設定・提案して対応。この授業ではプリントを活用しているが、学校や本人が活用しやすいものは何であるかを聞き取り、パソコンやアプリの活用等も含め提案し、対応

6. 指導・支援のポイント(学校と事業者の役割)

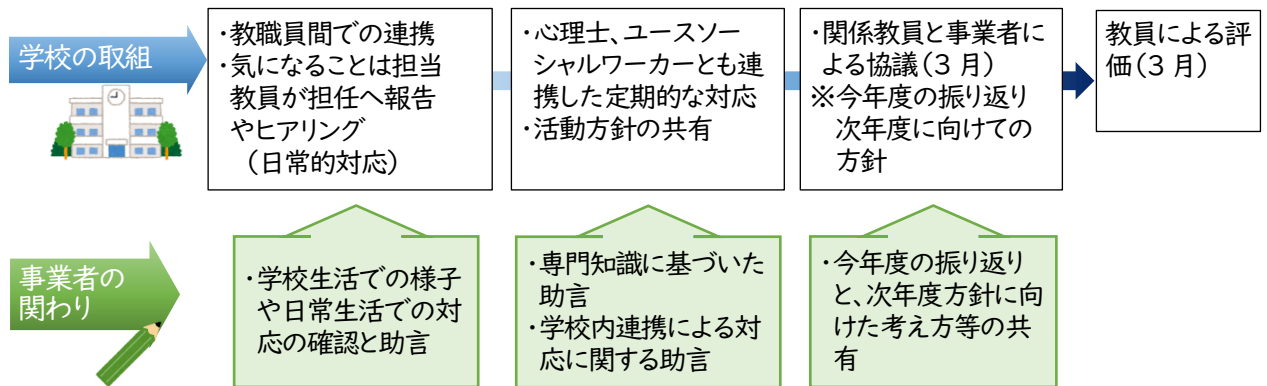
(教員が通級を進める際の指導・支援のポイント・役割)

- ・個での会話の時間が取れる機会にもなるので、信頼関係につながるように、生徒に合わせた関わる時間をもつ。
- ・教員自身も共に学ぶ時間を楽しみながら取り組む。
- ・困難や、その背景となる課題の理解、今後の対応だけでなく、生徒の長所を伸ばすことも意識して指導

(連携事業者による指導・支援のポイント・役割)

- ・信頼関係が第一になるように環境を考えていく、担当教員や担任との関係構築のパイプになるように対応をしていく。
- ・学校連携を考えていき、本人の困っていることが解決できるようにコーディネートや見立てを共有していく。

7. 指導開始後の協議・連携等



8. 指導を受けて得られた生徒の変化や成長、今後の課題等

生徒の変化や成長

今後の課題

(通級による指導内で見られた本人の変化)

- ・自分の気持ちをきっちりと考えることができ、物事をポジティブに考えられるようになったことで、不安な時の確認行動が減った。

(指導を継続する場合の課題)

- ・自分の正直な気持ちを出しきれないときがある。

(学級内で見られた本人の変化)

- ・本人の長所を生かした役割づくりがなされ、賞賛されるが増えた。
- ・待つことが苦手であったが、自分で気になったことは担任に相談するようになった。他者に相談してから解決につなげていく方法を身に付け、活用できるようになった。
- ・自分が行動しすぎてしまうことで、相手のためにならないことも考えるようになった。

(学級内での課題)

- ・何気ないことで学級の中でストレスが掛かっていることがある。



(生徒の声)

新しいことが学べ、考えの幅が広がりました。学級で何かあったときに相談してみようと思います。

(教員の声)

本人が安心して話せる場にもなっているので、気持ちを話すことで、ストレスも発散できているように感じます。

(支援員より)

専門性以上に、生徒のために考えて行動していく意識が大人側に必要です。みんなで連携して生徒のことを考えて活動できている学校の体制であることを嬉しく思います。担任が協力的に対応してくれていることに感謝します。

情報整理の力を育み、自己管理の習慣をつける

～手帳・ドリルを用いた実行機能と思考力へのアプローチ～

1. プロフィール

高校2年生 (主な障害種:自閉症) 9月以降に指導を開始



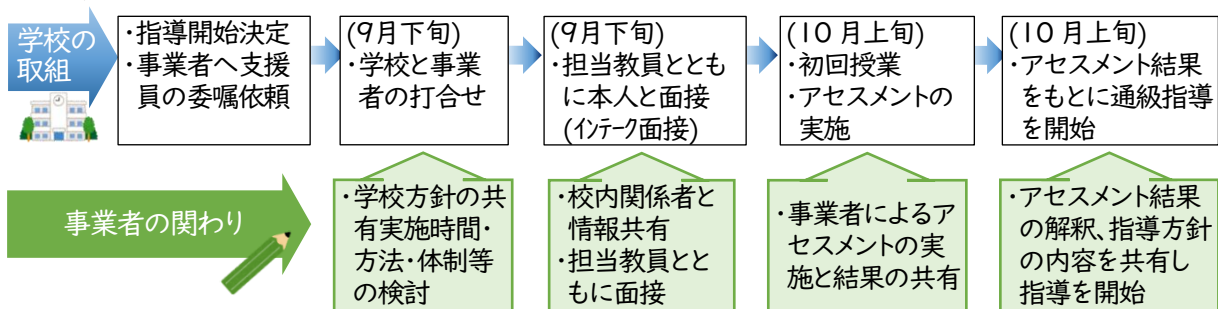
(生徒が感じる困難)

何がしたい?と聞かれたり、自分の意見を求められたりすると何を言ったら良いのかわからず答えに詰まってしまう。また、物の管理や計画的に考える事等が苦手で、課題が提出できなかつたり、忘れ物をしてしまったりしている。

(教員から見た生徒の様子)

真面目な生徒だが、自己管理が難しく、課題の提出等が滞る傾向がある。

2. 指導開始まで



3. アセスメント

本人の認知と行動を評価する TASUC 独自のアセスメント(J☆sKeps アセスメント)の指標である「J☆sKeps」を軸に、本人の特性を理解し、コミュニケーションや環境の把握等の要素について課題を見立てる。アセスメントにより明らかになった言語優位の認知特性や情報を関連づけること等の困難の特性のうち、自己管理や、意見が言えないという主訴に対応している「実行機能」、「心を育てるコミュニケーション」に焦点を当てた。

<実行機能>

情報を整理することが苦手なため、二つの情報を比較し、優先順位を定めることが難しい。その結果、提出物の遅延等が生じ、やるべきことをどのように取り組んでいくか、計画を立てることが難しいことにつながっている。

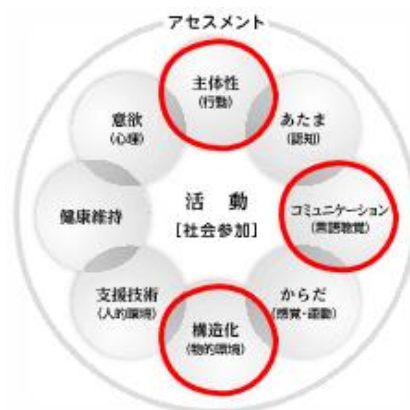
<心を育てるコミュニケーション>

文章の構成が苦手で、特に文章の中で主語が抜けてしまう。長い文章を書いたり、口頭で話していたりするとその傾向が顕著で、他者にうまく自分の言いたいことを伝えられない時がある。

4. 指導内容・方法

指導方法・指導時間／週 2 単位時間の個別指導
(生徒・教員・連携事業者の支援員)

内容／プログラムを実行する上で、左記の要素から本生徒のねらいとして「主体性」「コミュニケーション」「構造化」を取り上げた。
指導内容の中心としては、TASUC が独自開発している教材とプログラムから厳選して取り組んだ。



<実行機能>

- ・自分の行動計画を立てやすくする「思考手帳」によるスケジュール管理

<心を育てるコミュニケーション>

- ・思考力を培うドリル教材(思考ドリル)
- ・構文の枠組みに基づいた文章構成を練習する「思考日記」による

上記の内容に取り組む中でねらいたい具体的な項目は以下のとおりである。

【主体性(行動)】

- ・手帳で自分の行動の計画を立てる習慣をつけることで、持っていないといけない物や、提出物等を自分で逆算して計画したり管理したりすることができるようになること

【コミュニケーション(言語聴覚)】

- ・主語、補語、目的語、述語の構文を意識した文章を構成し、接続語を用いて論理的な文章を紡ぐことができるようになること
- ・情報の整理の仕方を学び、比較できるようになること

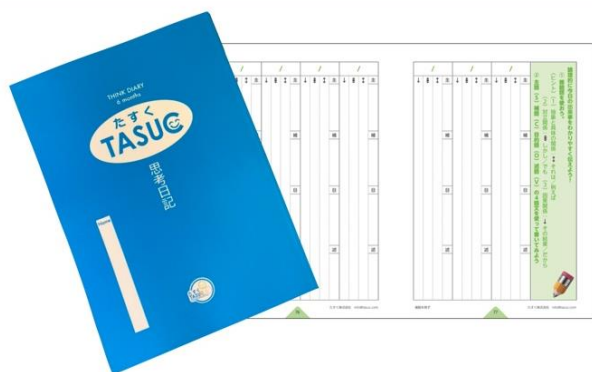
【構造化(物的環境)】

- ・To Do リストを作りスマートフォンを活用してリストを確認することで、提出物の期限を逃したり、忘れ物をしたりすることを防げるようになること
- ・手帳や、ICT 機器等自分の苦手さを補うために、どのようなツールを活用すると生活が送りがよくなるかを考え、実行し続ける力をつける。

5. 指導の実際(ある日の指導・例)

	時間	内容	担当教員	支援員	その他
事前協議	30分	<p>○生徒の1週間の様子の共有</p> <p>・生徒が提出物の確認や、手帳の記入のチェック等で担当教員と接する機会を作っているため、その場での様子や、取組について情報を共有してもらう。</p> <p>・進路関連等で課題が出ていたり、実習・インターンシップ等のイベントの予定があったり、また実施されていた場合はその反応がどのようなであったかの情報を共有してもらう。</p> <p>○指導内容の打合せ</p> <p>・上記の情報をもとに指導内容の打合せを行う。</p>	◎	◎	

教材等準備	30分	・打合せ内容をもとに教材の内容に変更等があれば、その修正を行う。	◎	◎	
指導・支援開始					
1週間の振り返り/ 宿題の確認	20分	○1週間の振り返り ・1週間記録してきた思考手帳をもとに先週立てた計画と実際の行動についての振り返りを行う。 ○宿題の確認 ・宿題として、手帳/日記以外にも取り組むべきものが出ている場合、そのチェックを行う。感想文等学校の課題の提出であった場合は、できたものに対してフィードバックをする。	◎	○	
思考日記の確認(構文指導)	10分	・1週間の出来事のうち指定したトピックについてその内容を説明する文章の構成を宿題として出しているため、チェックを行う。 ・構文がおかしい場合には修正の介入をするが、書いている内容については、受容的に対応する。	◎	○	
学校予定の確認/計画	20分	○直近の予定を計画する ・翌週、翌々週を見通して、自分が考えに詰まって時間がかかりそうであったり、一人で行うのが難しかったりするような課題がないかを確認する。また、課題全般について、その課題を行うのに先生や友人に確認したり、聞いておいたりするべき情報がないかを確認し、必要であれば具体的にどのように行動するかを計画する。	◎	○	
思考ドリル	30分	○文章構成 ・写真を題材にした説明文の構成や、自分の経験したことを振り返って感想文の構成をする等、論理力・思考力・表現力を培うためのドリルに取り組む。 ※学習予定の確認や前週までの段階で、本人から感想文等の苦手な課題について援助依頼があった場合は、構文の指導の一環と位置づけて行う場合もある。	◎	○	
次回までの宿題の確認	20分	○上記の指導終了後、翌週の予定をもとに、通級の宿題と学校の宿題をどのように進めるかを再確認し、計画を立てて指導を終える。	◎	○	
指導後					
事後協議	30分	・指導内容についての振り返り。 ・次回までに日常学校生活の中で介入してほしいポイントを協議。 ・次回の指導内容の協議。	◎	◎	
記録	30分	・指導記録の作成	○	◎	



6. 指導・支援のポイント(学校と事業者の役割)

(教員が通級を進める際の指導・支援のポイント・役割)

- ポジティブなフィードバック

生徒の通級に対する心理的安全性を構築していくために、傾聴の姿勢で、ポジティブなフィードバックを心がける。
- 日々の授業や生活での声かけ

通級による指導を特別な指導でなく、学んだことを般化できるように、日々の授業や生活で関わる機会を設けていく。
- 学内の情報収集/共有

生徒に関する情報を収集/共有するだけでなく、進路指導の情報や担任のニーズ等も含めた情報を収集してもらい、また通級指導での様子も校内の関係者に共有することで、より充実した通級指導の実施が可能となる。

(連携事業者による指導・支援のポイント・役割)

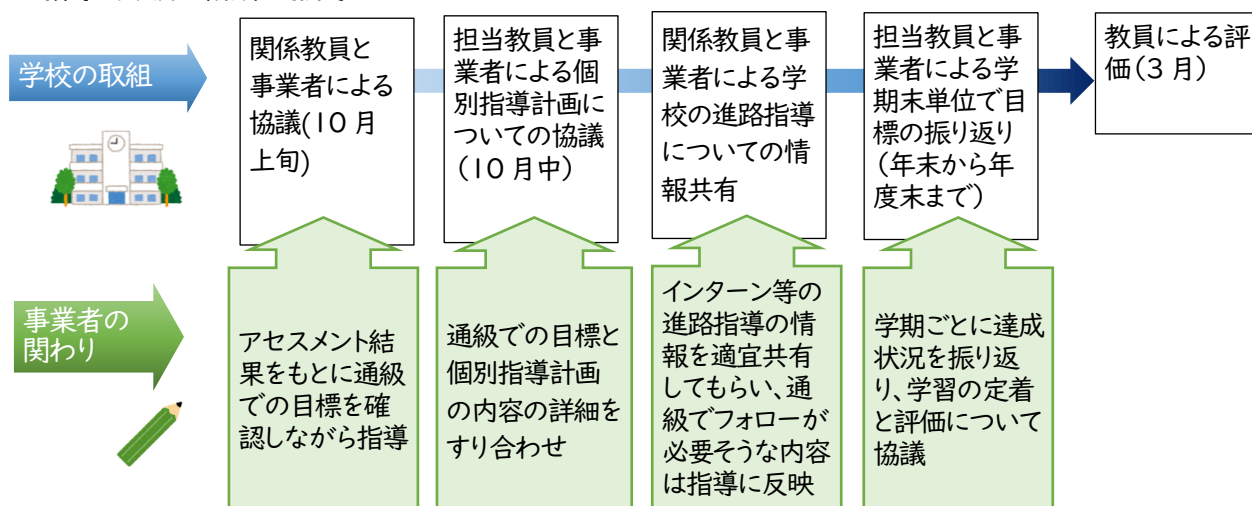
- 生徒と担当教員、担当教員と担任等関係者をつなぐファシリテーション

通級で取り組んでいる内容について共有するだけでなく、各関係者が把握している情報や、本人との関わりについてを共有し、協議する機会を設ける。
- 卒後の選択を意識した意思決定支援

生徒は高校2年生であり、3年次のコース選択も含めた進路選択の機会が迫っている。将来を見通した上で、自らが納得できる進路選択ができるように、意思決定の支援を行っていく。
- 本人の特性を踏まえた上でどのような工夫を行うのかの具体的な提案

本人の特性を理解するだけでなく、それをもとに生活上に落とし込める具体的な内容を提案し、定着に向けて支援する。

7. 指導開始後の協議・連携等



8. 指導を受けて得られた生徒の変化や成長、今後の課題等 生徒の変化や成長

今後の課題

(通級内で見られた本人の変化)

課題が出た時に、その課題をするために何が必要かを逆算する習慣がついてきた。

構文の指導を通じて、主語をつけて話すことができるようになり、話の飛躍しない論理的な文章が書けるようになってきた。また、指導開始当時は、意見を求められると詰まってしまう拒否感を示す様子もあったが、自分の意見を言葉にできる機会が増えてきた。

(通級を継続する場合の課題)

3年になるため進路選択に向けて希望の進路や今後の生活の送り方について思考を深めていく必要がある。また、就職や進学の際に面接の機会がある可能性が高く、その場で自分の意思を伝えられるようなコミュニケーションの指導が必要となる。

(学級内で見られた本人の変化)

自分が苦手としていて時間がかかりそうな課題がある際には、担当の教員に対して通級の時間や個別に質問する時間を依頼する等、援助依頼を出せるようになってきた。

(学級内での課題)

友人間や他者とのコミュニケーションで、頼まれごとをした際に本当は断りたいけれど、言い出しづらく断らずに引き受けてしまうという場面がある。自分の意見を言っても良いという自己肯定感を育てるかどうか課題



(生徒の声)

テスト前等に計画を立てる習慣がついてきました。また、長い文章を書くのに今まで時間がかかっていましたが、前より時間がかからなくなりました。

(教員の声)

自らわたしたちに通級の日程を確認しに来る等、意欲的に取り組んでいますね!真面目さ等自分の強みを生かして、やりたい仕事についてもらいたいです!

<支援員より>

計画を立てる力がついてきて、自らこれを教えてくださいと言ったり、困ったことについて質問したりするようになってきましたね。来年度は今年一年学んできた思考する力で進路の選択について納得いくまで考えていきましょう。



手帳の記入とポートフォリオの作成を通じた進学に向けた進路指導

～自分の気持ちを表現することや、スケジュールの管理が苦手な生徒への指導～

1. プロフィール

高校3年生 (主な障害種:注意欠陥多動性障害、学習障害) 4月以降に指導を開始



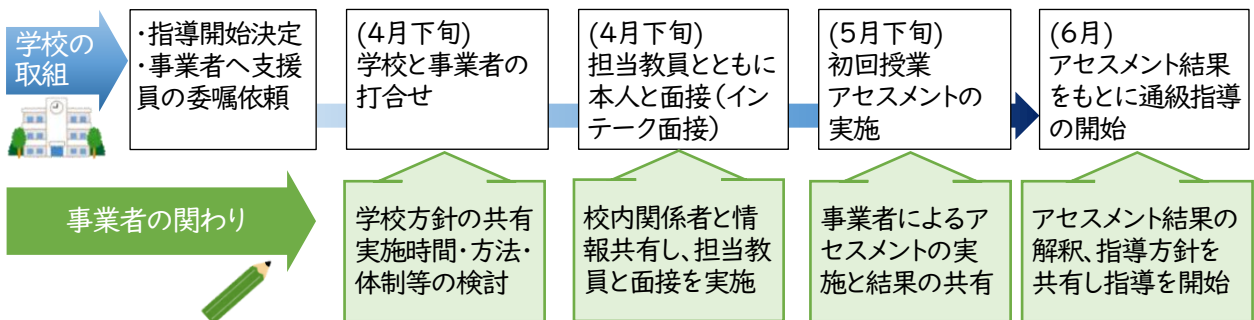
(生徒が感じる困難)

自分の気持ちを言葉で表現するのが苦手で、自分の意見をスムーズに伝えられるようになりたい。大学に進学して、自分の好きな仕事をして生活を送りたい。

(教員から見た生徒の様子)

伝えたいことをうまく言葉にするまでに時間がかかったり、表現したりするのが苦手。また、不器用さの問題もある。

2. 指導開始まで



3. アセスメント

本人の認知と行動を評価する TASUC 独自のアセスメントの指標を軸に、本人の特性を理解し、コミュニケーションや環境の把握等の要素について課題を見立てる。アセスメントより明らかになった身体の不器用さや、情報を比較することの苦手さ等の特性のうち、主訴に対応している「実行機能」、「心を育てるコミュニケーション」に焦点を当てた。

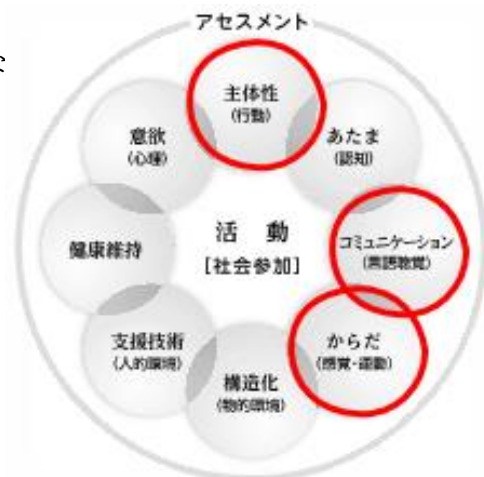
<実行機能(計画や課題の実行に関する力)>

適切な目標を設定したり、目標を達成するために必要な工程を考えることが苦手である。

<心を育てるコミュニケーション>

自分の伝えたい内容を他者にもわかる論理で説明することが苦手である。

また、コミュニケーション機会の不足により人間関係を構築するのが難しく、人間関係の縮小が起き、社会的経験が不足している。



4. 指導内容・方法

指導方法・指導時間／週2 単位時間の個別指導（生徒・教員・連携事業者の支援員）

内容／プログラムを実行する上で、左記の要素から本生徒のねらいとして「主体性」「コミュニケーション」「からだ」を取り上げた。

指導内容の中心としては、TASUC が独自開発している教材とプログラムから厳選して取り組んだ。

<実行機能(計画や課題の実行に関する力)>

- ・自分の行動計画を立てやすくする「思考手帳」によるスケジュール管理
- ・からだ(感覚・運動) ボディイメージを育てるための感覚・運動的アプローチ

<心を育てるコミュニケーション>

- ・ポートフォリオ(自己紹介資料)の作成

上記の内容に取り組む中で、ねらいたい具体的な項目は以下のとおりである。

【主体性】

- ・生活リズムの乱れがあるため、まずは自分が、どのような生活を送っているか記録する。理想的な日々の過ごし方について考える。手帳を用いて自分の行動の計画を立てる習慣をつけることで、面談の準備等を自分で逆算して計画したり管理したりする力をつける。
- ・将来の進路について、どのような生活を送りたいか等の将来像を具体的な項目から検討し、自分の希望する進路のために必要なことを考え、動機づけを高める。

【からだ】

- ・動きを言語化する等の支援を受けながら、身体の部位を意識してモデルを見て真似することで身体の動かし方を学び、ボディイメージを育てる。

【コミュニケーション】

- ・情報の整理の仕方を学び、物事を比較できるようになる力をつける。

5. 指導の実際(ある日の指導・例)

	時間	内容	担当教員	支援員	その他
事前協議	30分	○生徒の様子の共有 ・生徒の最近の様子について、情報を共有してもらう。特に宿題として、相談室の利用や、通級担当の教員とともに進路室を訪問する等の課題を出しているため、その際の生徒の取組について報告してもらう。 ○指導内容の打合せ ・上記の情報をもとに指導内容の打合せを行う。	◎	◎	
教材等準備	30分	○打合せ内容をもとに教材を準備。 ・内容について相互に確認し、適宜修正を行う。	◎	◎	

指導・支援開始					
1週間の振り返り/宿題の確認	30分	<p>○1週間の振り返り・生活リズムの指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1週間記録してきた思考手帳をもとに、先週立てた計画と実際の行動について振り返りを行う。 ・また、起床時間や睡眠時間等の生活リズムに乱れがあるため、リズムを整えるための方法を話したり、対策をしてみてどうだったか振り返りを行ったりする。 <p>○宿題の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿題として、手帳以外にも取り組むべきものが出ていた場合、そのチェックを行う。感想文等学校の課題の提出であった場合は、できたものに対してフィードバックをする。 	◎	○	
身体づくり	20分	<p>○運動のモデルを示す動画教材を見ながら、模倣して運動を行う。必要に応じて、担当の教員等に依頼してペアで行う運動をする。</p> <p>○運動の取組の成果を図るため、ストレッチの状態等を言語化してフィードバックする。</p>	◎	○	
ポートフォリオ(自己紹介資料)の作成	40分	<p>○面談に向けて自分が説明すべき情報を整理するポートフォリオを制作する。</p> <p>具体的には、自分が将来できるようになりたいこと、大学生活で身につけたい力、学びたいこと、自分の得意なこと、自分の苦手なこと、進学後に配慮を得たい内容等についての項目である。</p>	◎	○	
次回までの宿題の確認	10分	<p>○上記の指導終了後、翌週の予定をもとに、通級の宿題と学校の宿題をどのように進めるかを再確認し、計画を立てて指導を終える。</p>	◎	○	
指導後					
事後協議	30分	<p>○指導内容についての振り返り。</p> <p>○次回までに日常の学校生活の中で導入すべき支援や配慮のポイントを協議</p> <p>○次回の指導内容の協議</p>	◎	◎	
記録	30分	<p>○指導記録の作成</p>	○	◎	

思考手帳



ポートフォリオ



6. 指導・支援のポイント(学校と事業者の役割)

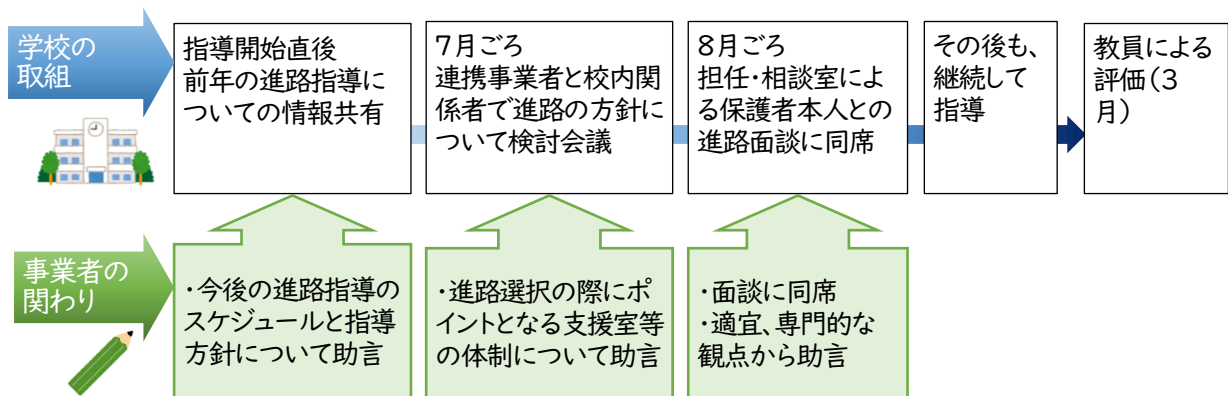
(教員が指導を進める際の指導・支援のポイント・役割)

- 校内資源との接続の機会を作る。
 - ・進路指導室や図書館等、自分の進路について考えられる場所は多いが、自らそのような資源を活用することは苦手である。そのため、その使い方も含めた接続の機会を作ることが重要となる。
- 般化に向けた日々の支援
 - ・常設されている相談室を基軸として通級が展開されている。そのため、生徒は通級の宿題を相談室に来て教員と相談しながら進めることができる。自分一人で文書をまとめたり、情報を検索したりすることが苦手なため、相談室への来室を機会とし、通級での指導を般化する良い機会となった。

(事業者による指導・支援のポイント・役割)

- 進路の専門的な情報の提供
 - ・高等教育機関への進学を希望。これまでの配慮を高等教育機関でも受けられるのかについて、生徒本人も視点を持つことが難しかった。そのため、高等教育機関にも、障害学生支援室があったり、障害学生支援が手厚かったりする機関があるということも進路担当や担任にも情報を共有しながら、本人の希望の進路の絞り込みを行った。
- 関係者による情報共有の機会
 - ・上記の件等から、担任、担当教員(相談室)、支援員、進路担当で進路指導について情報を共有し、今後の進め方について検討会議を開いた。

7. 指導開始後の協議・連携等



8. 指導を受けて得られた生徒の変化や成長、今後の課題等

生徒の変化や成長

今後の課題

(通級による指導内で見られた本人の変化)

指導開始時において取り組むのが難しい課題に対しては、固まってしまい何も言わないという状態であったが、後期あたりから、難しい場合に「ちょっと難しいかも」等と意見を表出する機会が見られるようになった。

(学級内で見られた本人の変化)

面接等のコミュニケーションが必要な場面で、以前よりスムーズに応答することができるようになり、無事に推薦入試を経て、希望する大学に合格することができた。

卒業後の課題として、通級による指導を機会に定着してきた予定の管理を、支援が少なくなる中でも実行できるかどうかという課題がある。

また、ボディイメージの習得には日々の運動習慣も重要であるため、運動を継続して行えるようなスケジュールを組み立てること。人との関わりをもてるようコミュニティに所属すること等が課題として挙げられる。

(生徒の声)

今まで質問されると困っていましたが、少しずつ自分で考えて答えられるようになってきました。スケジュールの管理は大学生活でも必要なので、続けていきたいです。

(教員の声)

昨年よりも質問されたことに答えることができるようになってきて無事推薦入試を通過することができて、一安心です。これからも自分の意見を伝えてコミュニケーションが取れるよう頑張っていってほしいです。

<支援員より>

1年間継続することで関係性ができ、自ら自分の気持ちや考えを表現することが増えました。大学生活ではより主体性が重視されます。御自身の強みを生かして、通級で培った援助依頼や自己表現、自己管理の力を発揮して、夢に向かって一歩ずつ進んでほしいです。



第6 学校外で行う講座

1 コミュニケーション アシスト講座

都教育委員会では、都立高校に在籍する発達障害のある生徒で、学校を離れて特別な指導・支援を受けたいと考える生徒のため、土曜日等の教育課程外に、民間の力を活用して、コミュニケーション等の高校生活に役立つ特別な指導・支援を行う、「コミュニケーション アシスト講座」を平成28年度から実施しています。

講座を受講している生徒が在籍している学校の教員に、講座を見学してもらうことや、講座の指導記録を、在籍している学校に報告し、指導終了時には在籍している学校を訪問して助言を行うこと等により、都立高校と連携して、生徒の困難の軽減を図る取組を推進しています。

また、令和3年度からは、生徒のニーズに応えられるよう講座定員を拡大したほか、オンラインを活用した指導を実施しています。

令和5年9月現在、以下の3講座を東部と西部に分けて実施しています。

講座A：1年間を通じて毎週土曜日に年30日間実施

講座B：1年間をおよそ学期ごとの3期に分け、毎週土曜に10日間実施

講座C：夏季休業期間中に5日間実施

オンライン講座…島しょ部の生徒を優先的に受け入れます。

会場実施講座…東部、西部の会場に分かれて実施します。

毎年度当初に講座の実施に関する案内(次のページに例を掲載)を送付しますので、そちらを御確認いただき、講座を希望する生徒へ周知してください。

なお、コミュニケーション アシスト講座は、以下の条件に合致している方が参加可能です。

【受講条件(本人及び保護者が以下の事項に同意している必要があります。)

- ・原則として、学校行事等の都合により欠席する場合を除き、8割以上の出席が可能なこと
- ・受託業者が行う面談(原則、講座開始前の指定された日)を受けること
(オンライン講座は別途案内します。)
- ・受託業者が在籍校の教職員に、生徒の学校での様子等についてヒアリングを行うこと、並びに受託業者が指導期間中に在籍校に対して定期的に指導記録を報告すること、及び指導終了後には在籍校へ助言を行うこと
- ・在籍校の教職員等が講座を見学することがあること
- ・感染症予防のため、感染症対策を行い講座に参加すること

「新しい自分と出会える!」

コミュニケーション アシスト講座2023



「コミュニケーション アシスト講座」(通称:コミュアシ)は、都立高校生(都立中等教育学校後期課程の生徒を含む)のための学校外で行う講座です。土曜日等を利用して、ソーシャルスキル(人間関係、自己管理など)やコミュニケーションなど高校生活に役立つ内容を学びます。(主催:東京都教育委員会/運営:株式会社Grow-S)

こんな高校生におすすめ!

- 友達を作りたい!
- 自分の良い所を見つけたい!
- 一歩踏み出せるようになりたい!
- 計画や気持ちのコントロールができるようになりたい!

7年間で延べ1000名の高校生が参加! コミュアシ 受講生の声

- ★人との関わりに自信が付いた!
- ★友達に自分から話しかけられるようになった!
- ★自分の良さがわかり将来の目標が見つかった!
- ★時間や持ち物の管理など高校生活に役立つ内容を学べた!

3つのコースから選ぼう!

◆ 講座A(通年/全30回) おすすめ!

自分とじっくり向き合い、高校生活に役立つスキルを仲間と一緒に学びたい人におすすめ!

◆ 講座B(短期/全10回)

I:6/3~9/16 II:9/30~12/2 III:12/9~2/24
部活や行事で忙しい人、まずは少人数で学びたい人におすすめ!

◆ 講座CI(夏期7月後半/全5回) オンラインで実施

◆ 講座CII(夏期8月後半/全5回) 会場で実施

2学期からの高校生活を楽しく過ごすコツを学びましょう!

友達と一緒に学ぼう! コミュアシの学び

①話し合いから学ぼう!

高校生活の困り事について、仲間とのグループワークから自分に合った方法を考えます。

- 友達と会話を続けるには? 自分の良い所を見つけるには?
- イライラや不安と付き合うには? など

②高校生活・自立に役立つスキルを学ぼう!

高校生活に活かせるスキルと実践の方法を、クラスで学びます。

- テスト勉強の計画を立てる 自分の意見をわかりやすく伝える
- SNSやスマホとの付き合い方 など

③チャレンジタイム!

仲間と一緒に様々な活動に挑戦して自信と行動力を身に付けます。

お申込み

東京都教育委員会のホームページより申込用紙をダウンロードし、在籍校へ提出してください。

東京都教育委員会 HP URL https://www.kyotoku.metro.tokyo.lg.jp/school/high_school/event_snd_informator/assist_seminor.html

*都立高校における「選抜」を受けている生徒も申込することができます。



保護者の方へ

この講座は都立高校の教育課程外かつ学校外で実施する講座で、都立高校に在籍し、何らかの悩み、困り事をもつ生徒が対象です。専門性を有する民間事業者の指導のもと、ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルを学んで高校生活に活かすことが目的です。

コミュアシ2022 受講生保護者の声

- 家庭で会話が増えた!
- 高校生活を落ち着いて過ごせるようになった!
- 進路に前向きになった!

お問い合わせは 教育庁都立学校教育部 電話:03-5320-7838